

いそがしア @ICT

～ICT 危機対応マニュアル 2012～

大阪府立学校人権教育研究会

目 次

ごあいさつ 大阪府立学校人権教育研究会 会長 有本 昌剛

この冊子の編集方針	2
Chapter 1 実態と法律	
1-1 ケータイ・インターネットと法律	4
1-2 人権侵犯被害申告制度について	12
1-3 プロバイダ責任制限法とは・・・	14
1-4 フィルタリングとは	18
Chapter 2 啓発文例集	
2-1 保護者事前啓発用プリント	19
2-2 保護者懇談会用啓発用プリント	23
2-3 事後指導用生徒向けプリント	25
2-4 チェーンメール指導向けプリント	29
2-5 参考資料 ケータイを持つための契約書	30
Chapter 3 生徒啓発HR資料	
3-1 ケータイに関するLHR「情報と人権」	31
3-2 ケータイ依存について考える	38
3-3 サイレントトークについて	43
3-4 模擬プロフ「まさやんだよーん」	46
3-5 模擬ブログ「まどかのブログ」	54
3-6 「ケータイマニュアルを作ろう！」	59
3-7 ケータイのええとこ・あかんとこ	60
Chapter 4 事例発生時の対応	
4-1 事象が発生したときの対応	66
4-2 匿名書き込み・匿名メール フローチャート	69
4-3 事例について	70
4-4 教員も注意！ ～ ケータイ・スマホを扱う上での注意点 ～	72
Chapter 5 資料・用語集	
5-1 ICT用語集	75
5-2 リンク集	79
あとかぎ	80

会長挨拶

こころのケア@ICT発刊にあたって

平素は、府立人研（大阪府立学校人権教育研究会）の研究活動にご協力をいただき、誠にありがとうございます。2007年に、教材資料開発「情報と人権」チームが中心となり“IT危機一髪”を発刊させていただきました。これにはネット上の人権侵害事象やそれらに対応する方法、ネットトラブルに生徒たちを巻き込ませないために必要な指導例などを掲載しています。発刊から5年を経過した今、情報技術の進歩とネットトラブルの質的変遷が見られ、IT危機一髪に加筆出版する必要が生じてきました。

掲示板への書き込みによる「ネットいじめ」、チェーンメール配付による迷惑行為、深夜遅くまでのメール交換など、少し考えただけでも携帯電話やスマートフォンを所持している生徒たちは、様々なトラブルと隣り合わせの状態にあると言っても過言ではありません。

生徒たちが巻き込まれる可能性のあるトラブルについて、正しく対応できる知識を身につけておかなければなりません。それと同時に、「正しいコミュニケーションとは」、「他者の気持ちを受け止める」など、お互いの人権を大切にする気持ちを育てていくことにも力を注いでいかなければいけません。

今回発刊する“こころのケア@ICT”は、これらのことに重きを置きながら編集しています。情報に関わる法令、生徒・保護者への啓発例、ホームルームの展開例、事例発生時の対応法、資料・用語集など、すぐにでも各校での指導できるような内容を掲載しています。

発刊にあたり、森本志磨子弁護士には、法令解釈、具体的な対応方法、執筆・校正など広範囲にわたりご協力をいただきました。この場をお借りして厚くお礼申し上げます。

本刊を活用していただき、各校の人権教育の充実につながることを願っています。これからも府立人研の活動に、より一層のご協力をいただきますようお願いを申し上げ、“こころのケア@ICT”発刊のご挨拶とさせていただきます。

2012年 3月

大阪府立学校人権教育研究会
会長 有本 昌剛

この冊子の編集方針

ケータイ・スマホは手乗りコンピューター

平成 19(2007)年、私たちは、平成 14(2002)年から平成 18(2006)年までに発生した事象とその解決策を中心に『IT 危機一髪！2007』という、掲示板・ブログ・メール匿名書き込み対応マニュアルを作成し、全府立学校に配付した。この冊子は、当時ようやく問題化していたこれらの事例について、「生徒に寄り添う」府立人研の観点から学校現場でのノウハウをまとめたものであった。しかし、当時このような冊子はあまりなく、学校現場からの発信ということもあり、大きな反響をいただき、当初印刷した部数が全てなくなってしまうといった状態だった。しかし、その後もこの冊子に対する要望があり、増刷も考えたが、すでに年数も経ち、あらたに再編集を行うこととなった。

インターネットは、学校現場においても教科科目の別を問わず活用され、さらに進路指導にも重要なツールとして活用されている。また、クラウドコンピューティングに代表される ICT 技術の進歩は、私たちの仕事や生活環境を劇的に変化させている。

しかし、スマホやケータイでネット環境を活用するのは便利な反面、非常に大きな問題を抱えている。スマホのように小さな端末では、大人の見えていないところで思いもよらないアクセスを行うことができる。登下校中でも布団の中でも、人知れずアクセスが可能だ。そこにはうるさい大人の干渉はない。逆に言えば、大人が有害サイトや人権侵害、さらに犯罪から子どもを守れないことになってくる。

意識のズレが起こす問題

大人はケータイ・スマホを「電話」または「メール」のツールだと考える。公衆電話が次々に撤去されている現状の中で、子どもとの連絡を行い、居場所を確認するため、小学生からでも簡単にケータイを持たせてしまう。

しかし、子どもにとっては、「インターネットアクセスツール」である。自分のサイトを作り、簡単に情報発信することもできる。この認識のズレが、問題が大きくなる原因のひとつとなっている。

ケータイ・スマホを持たせるとき、大人には子どもに対して責任と指導が必要である。子どもに情報リテラシーを身につけさせ、コミュニケーション能力を向上させる必要がある。

私たち学校で働く者は、すでにケータイ・スマホを自在に扱うことのできる生徒に、情報ツールの持つ恐ろしさと、それが引き起こす人権侵害についても啓発していかなければならない。

新たな事例を通じて見えてきたこと

『IT 危機一髪!』発行後も、さまざまな事例と出会ってきた。プロジェクトチームのメンバーのみならず、生活指導や情報教育の世界でもさまざまな問題事象が報告されてきた。また、ハードもソフトも日進月歩の発展を遂げてきている。それらに振り回されて右往左往する日々だが、じっくり事象を検証してみると、高校生のスマホ所有率が30%となっている今日でも、問題事象の内容は平成19(2007)年当時とそう変化がないことが見えてきた。それは、「機械の問題ではない、使う人の『こころ』の問題だ」ということである。従って、今回の冊子も以前の『IT 危機一髪!』の編集方針をあまり変えることなく行うこととした。ただ、個人情報のセキュリティ、ネットを使った「いじめ」事象については、平成19年(2007)段階よりも重篤化しているのので、ここについては、新たに項を起こしている。また、生徒用の教材も現場の先生方の努力で進化しつづけている。以上の点を加味して、

- ・ ケータイ・スマホで発生する具体的事象
- ・ 具体的事象と法律との関係
- ・ 外部連携機関
- ・ 問題事象発生時の学校対応マニュアルと校内体制の解説
- ・ 事象発生以前の生徒・保護者啓発のための文書集
- ・ 問題事象発生後の啓発プリント・教材
- ・ ケータイ・スマホの使い方を学ぶ LHR 資料
- ・ 人間関係構築のワークショップアクティビティの例
- ・ アサーショントレーニング参考文献一覧



という章立てで編集することにした。

啓発用のプリント等の資料については、府立人研教材・資料開発プロジェクト「情報と人権」チームが作成したものと、各学校で行った取り組みの中から選んだものがある。しかしながら、学校によってこの資料がそのまま使える場合とそうでない場合がある。要は「生徒に寄り添う」観点から、そのまま使うのではなく、各校で加工して活用して頂ければありがたい。

また、大阪府教育センター「安全で安心な学校づくり推進事業」も同様の研究を行っているが、これは府立人研との共同研究が背景にあることを付言しておく。

さらにこの教材集を作成するにあたって、大阪府高等学校情報教育研究会の多大な協力があった。また、法律的な問題については、大阪弁護士会の森本志磨子弁護士の助言をいただいた。紙面であるが、篤く謝意を表する次第である。

最後に、この冊子が現場指導の一助となれば幸いである。

大阪府立学校人権教育研究会
教材・資料開発プロジェクト
「情報と人権」チーム
代 表 吉村 剛志

1-1 ケータイ・インターネットと法律

この節（1-1 ケータイ・インターネットと法律）は、2006（平成 18 年）年 1 月、府立人研研究部会で法律関係のアドバイスを中心に講演していただいた森本志磨子弁護士のレジユメをもとにしている。今回、その後の成果を踏まえて、森本弁護士ご自身に加筆していただいたものである。

1. はじめに

よほどの国際的ハッカーでもないかぎり、ネット犯罪に“匿名性”はない。ところが、一般利用者間の“ネット遊びの匿名性”から“アバター”や“ネット人格”が存在し、ネットコミュニケーションの増加にともない、犯罪被害も犯罪加害も増加している。被害と加害が入り乱れ、対応のむずかしい面もある。

ケータイ・インターネットを介した犯罪事例を次の二つのケースに分けて考える。

- (1) 犯罪サイトへのアクセスによって経済的被害や生命・身体的被害を受けるケース
- (2) 子どもが書き込んだり書き込まれたりして心身に被害を受けるケース

つまり、子どもが絶対的被害者になるケースと、子どもが加害者である可能性を含んだケースである。

※ なお、事例は『IT 危機一髪 2007』に掲載したものもある。

2 具体的なケース

(1) 子どもが有害サイトへアクセスするケース

① ワンクリック詐欺

有害サイトとは知らずにアクセスし、その後不当に高い金額を請求されるパターン。**相手の連絡先に自分から連絡を取ってはいけない**。原則として無視してよいが、気になる点がある場合は、早めに、身近な人や学校に相談したり、弁護士の電話相談等を利用する。

なお、電話などがかかってきたり、自宅に「督促状」等が郵送されたりする場合は、自宅住所が知られており、フィッシングされている可能性がある。この場合は、警察や弁護士等に相談するほうがよい。

⇒ 詐欺罪・強要罪・不正アクセス禁止法違反、私電磁的記録不正作出罪、同記録供用罪等

② フィッシング

有害サイトと知らずにアクセスしたり、アンケートに答えて、コンピューターやケータイの ID とパスワードなどを盗まれて成りすまされたり、クレジットカードを不正に使用される。

⇒ 詐欺罪・不正アクセス禁止法違反、私電磁的記録不正作出罪、同記録供用罪等

(2) 子どもが書き込んだり書き込まれたりして心身に被害を受ける

③ 携帯サイト (なりすましその1)

6/10「はじめまして、△高校 (実名) の○年○組の○○ (実名) です。本名で言ったのは、エッチしてくれる♂が欲しかったからです。だれかエッチしてくれませんか。」と携帯サイトの掲示板に書き込みがあった。

6/11「△高校 (実名) のA. M (イニシャル、実名でない) は、男のうわさがおおいよね。○○ (場所の実名) ばかり行ってきもい。・・・男のうわさも悪いよね。みなさんどう思う？」とインターネットの掲示板に書き込みがあった。

⇒ 名誉毀損罪の被疑事実で 2005.7 奈良の高校2年男子生徒が逮捕



④ メール (なりすまし その2)

Aが、友人Bに、携帯を貸したところ、BがAになりすまし、Cに対し、卑猥な言葉や名誉を害するような表現を用いて、メールを打った。

⑤ チェーンメール

不特定多数の人に送信を依頼するメールで、いわゆる“不幸の手紙”がこれにあたる。なかには広がることによりネットに通信障害を起こさせるケースもある。

私の友人に、関西電力に勤務している友人を持つ知り合いから以下のようなメールが転送されてきました。ご協力頂ける方はよろしくお願い致します。
以下が内容です。

関西地区にお住まいのみなさん。東北三陸沖大地震に伴い、関西電力が東北電力への電力提供を始めました。少しの節電でも立派な支援になります。電子レンジや炊飯器など、普段さしっぱなしのコンセントを今日だけでも抜き、一人一人が出来る節電のご協力をお願い致します。

このメールをできる限り広め、節電による送電の支援が出来ればと思いますのでご協力よろしくお願い致します。

(→29 ページ参照)

⑥ 脅 迫

- ・2ちゃんねるというパソコン掲示板に「次は、栃木県の真岡市の少女を狙います」との書き込みが2度なされたため、同市内の高校は授業中止に追い込まれた。

⇒ 威力業務妨害罪の被疑事実で 2005.12 高校1年男子生徒逮捕

- ・インターネットの掲示板に大量殺人を予告する書き込みをした。男子生徒は在校生がよくアクセスするインターネット掲示板に携帯電話でアクセスし、「殺人。学校で生徒、教員の大量殺人を行います。1月9日に恐怖とともに会いましょう」と書き込んだ。書き込みを見た利用者が警視庁にメールで通報。連絡を受けた同校は今年9日、行事やクラブ活動を中止し、生徒を一斉下校させた。

⇒ **威力業務妨害罪**の被疑事実で2007.1 高校1年男子生徒逮捕（なお、「威力」とは、人の意思を制圧するに足りる勢いを用いることで、暴行・脅迫に限らず地位や権威を利用する場合を含む。「業務」とは非権力的・私企業的公務をいい、学校の授業も含まれる。）

- ・7月末ごろから「2ちゃんねる」のページに京都府警ハイテク犯罪対策室長の実名をあげ「むかつく…俺が責任を持って処罰してやる、家族特に子供を殺すのがいいな」「ぶっ殺す」などと書き込んだ。室長の住所や私的な情報を、匿名性の高いファイル共有ソフト（winy）を使って提供するよう繰り返し求め、室長らを脅した疑いが持たれている。

⇒ **脅迫罪**の被疑事実で2004.10 高校3年男子生徒逮捕（後に別人の書き込みをコピーしたものと判明し、証拠隠滅の恐れはないとして釈放。）

⑦ メール（誹謗中傷・脅迫）

サブアドレスから、当初は「付き合っ」て」という内容のメールが、次第にエスカレートし、「お前の〇〇は臭い」と卑猥な言葉が送られるようになった。サブアドレス拒否の設定（但し、友人等一定の人については届く程度の設定）に変えたところ、非通知が頻繁にかかるようになった。最後には、「公園に来い。」というメールが届いた。

⇒ **強要（未遂）罪**の被疑事実で2005.12、高校男子生徒逮捕。

少年鑑別所に観護措置された後、保護観察処分となる。

⑧ カンニング

検索サイトの質問掲示板サイトに大学の受験者が受験の最中にケータイで問題を投稿し、答えを求めてカンニング行為を行った。

⇒ **偽計業務妨害罪**の被疑事実で2011.3に予備校生逮捕。未成年犯罪のため家裁送致。その後、深く反省していることを理由に、2011.7不処分となる。



3 法的対応

3-1 誰に対して請求するか。

◎書き込み者、その転送者

⇒ 損害賠償請求 : 民法 (一般市民 vs. 一般市民)
国家による処罰 : 刑法 (国家 vs. 一般市民)

◎掲載されたプロバイダ、HP・掲示板管理者

⇒ プロバイダ責任制限法 (= 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律)

※特定電気通信役務提供者とは、特定電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他特定電気通信設備を他人の通信の用に供する者 (プロバイダや電子掲示板管理者など)

3-2 刑法 (刑罰)

第 34 章 名誉に対する罪

第 230 条 (名誉毀損) 公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、3年以下の懲役若しくは禁錮又は 50 万円以下の罰金に処する。

第 230 条の 2 (公共の利害に関する場合の特例) 前条第一項の行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあったと認める場合には、事実の真否を判断し、真実であることの証明があったときは、これを罰しない。

2 項 前項の規定の適用については、公訴が提起されるに至っていない人の犯罪行為に関する事実は、公共の利害に関する事実とみなす。

3 項 前条第一項の行為が公務員又は公選による公務員の候補者に関する事実に係る場合には、事実の真否を判断し、真実であることの証明があったときは、これを罰しない。

第 231 条 (侮辱) 事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、拘留又は科料に処する。

第 232 条 (親告罪) この章の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

① 名誉毀損罪による処罰 (刑法 230 条)

・ 事実の摘示

「事実」とは、人の評価に足るものであればよい。政治的・社会的能力、学問的能力、身分、職業に関する事、被害者の性格、身体的・精神的な特徴や能力に関する等、社会生活上評価の対象となり得るものを広く含む。**真実か否かは問わない** (なお、刑法 230 条の 2。事実の公共性・目的の公益性・真実性の証明という 3 要件を満たす場合には 230 条が成立しない場合がある。)

「摘示」とは、特定人の名誉が侵害されたとわかる程度に具体的であることが必要。仮名が用いられても実在の人物であることが一般人に見当がつく場合は摘示に当たる。うわさとして述べても摘示になる。行為・動作による場合を含み、漫画や写真の方法も含む。

- ・公然性
公然(=不特定又は多数人が知りうる状態)になされなければならない。
摘示の相手方が、特定・少数でも、(社会に情報を流布したといえる程度
の) 伝播可能性があればよい。 ※転送した者
- ・「人」には、法人を含む。(学校) 法人に対する名誉毀損も認められる。
- ・共犯者：教唆(名誉毀損をそそのかす)、幫助(名誉毀損をしやすいよう
に物理的・心理的に助ける)も同様に処罰される(刑法 61 条～63 条)。

②侮辱罪による処罰(刑法 231 条)

- ・名誉毀損罪との違いは、事実を摘示を伴うかどうかの違い。
侮辱とは、事実を摘示せずに人の社会的評価を害し、名誉感情を害す
る表示を行うこと。態度・動作による場合を含む。
- ・「公然」になされなければならない。
- ・(学校) 法人に対する侮辱罪も成立する(最高裁多数意見)。
- ・侮辱罪の教唆は、処罰されない(刑法 64 条)。

③脅迫罪(222 条 1 項、2 項)

生命・身体・自由・名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅
迫した者は、2 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処する。

④強要罪(223 条 1 項、2 項、3 項)

本人(1 項) 或いは親族(2 項) の生命・身体・自由・名誉・財産に対
し害を加える旨を告知して脅迫し、又は暴行を用いて、人に義務のないこ
とを行わせ、又は権利の行使を妨害した者は、3 年以下の懲役に処する。

⑤業務妨害罪(233 条・234 条)

第 233 条 (業務妨害罪) 虚偽の風説を流布し、又は偽計を用いて、人の信用
を毀損し、又はその業務を妨害した者は、3 年以下の懲役又は 50 万円以下
の罰金に処する。

第 234 条 (威力業務妨害) 威力を用いて人の業務を妨害した者も、前条の例に
よる。

3-3 民法(損害賠償請求)

刑法で処罰できないものの、精神的苦痛に対して損害賠償請求ができる
場合もあるので、民法についても掲載しておく。詳しくは、弁護士などに
相談すること。

第 709 条 (不法行為による損害賠償) 故意又は過失によって他人の権利又は法律
上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任
を負う。

- ・プライバシー・人格権(憲法 13 条) 侵害に基づく損害賠償請求(民法
709 条)
- ・写メールの写真については、肖像権侵害も損害賠償請求の根拠になる。
- ・違法性の程度は、法益の侵害があればよい(刑法よりもハードルは低い)。

3-4 プロバイダ責任制限法（削除や発信者情報の開示請求）

（趣旨）表現の自由と名誉・プライバシーとの調整

- ・掲載の削除請求（3条2項。6～8頁の書式参照）
 - ※警察へ先に依頼する。記録を先にしておく。
 - ※第三者による削除要求も意味がある。「他人の権利が侵害されていることを知ることができた」と認めるに足りる相当な理由のあるとき」（3条1項2号）
- ・発信者情報の開示請求（4条1項～3項。9～10頁の書式参照）
 - 原則として、情報発信者に開示するか否かの意見を求める点に注意。
 - ※削除要求の際は被害者側の個人情報をプロバイダに知らせることとなるので、教育委員会を通じて行うか連名で行うなどの工夫が必要。
- ・不開示に対する損害賠償請求（4条4項。故意・重過失のある場合に限る。）

3-5 その他

☆不正アクセス禁止法（なりすましは犯罪）

他人のユーザーID やパスワードを使って、自分が利用する権限を持っていないコンピューターを不正に使用する行為や、OS やアプリケーションソフトなどに存在するセキュリティ上の弱点を攻撃してコンピューターを不正利用したり、保存されているデータやプログラムを改ざんしたり、コンピューターを利用不能な状態に追い込んだりする行為を禁じている。システム管理者の防御措置も努力義務として盛り込まれた。罰則は1年以下の懲役または50万円以下の罰金を科される。

{URL: <http://www.ipa.go.jp/> 独立行政法人情報処理推進機構}

☆公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例(大阪府)

（卑わいな行為の禁止：盗撮）みだりに、写真機等を使用して透かして見る方法により、公共の場所又は公共の乗物における衣服等で覆われている人の身体又は下着の映像を見、又は撮影すること。※盗撮は親告罪ではない。

該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。常習として違反行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

{URL: http://www.pref.osaka.jp/houbun/reiki/reiki_honbun/ak20110671.html
大阪府例規集インターネット版}

★プロバイダや電子掲示板の管理者は、利用に関し、発信者（＝契約者）と次のような禁止条項を設けていることも多い。⇒禁止事項違反を指摘し、削除要請する。

（禁止事項）

- 第1条 契約者は、本サービスを利用して、次の行為を行わないものとします。
- （1）当社もしくは他者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
 - （2）他者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
 - （3）他者を不当に差別もしくは誹謗中傷し、他者への不当な差別を助長し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
 - （4）詐欺、規制薬物の濫用、児童売買春、預貯金口座および携帯電話の違法な売買などの犯罪に結びつく、または結びつくおそれの高い行為

4 警察・検察庁の対応について

4-1 被害者支援員制度 全国の地方検察庁に設置

「被害者支援員制度は、平成11年10月、犯罪被害者保護のための諸方策の一環として、被害者等に対するよりきめ細やかな配慮、支援を行うために発足した制度です。(中略)被害者支援員は、日常の面談又は電話による犯罪被害者相談業務のほか、被害者が法廷傍聴をする際の案内・付添い、刑事確定訴訟記録閲覧請求の援助、犯罪被害者に対する刑事手続等の説明、関係被害者支援機関・団体とのネットワークの構築などの活動にも従事しています。このように、被害者支援員の活動は犯罪被害者保護において重要な役割を果たしている、と考えております。」(平成15年10月29日法務省刑事局に取材)

- ・被害者ホットラインへ電話(06-4796-2250)、FAX(06-4796-2242)する。
{URL: http://www.moj.go.jp/keiji1/keiji_keiji11-2.html 法務局}

4-2 告訴(被害の申告+処罰を求める意思表示)

告訴については、警察や検察庁は、受理義務があり、申し出があれば、処分結果及び処分理由の通知義務がある。

刑事訴訟法

第230条 犯罪により害を被つた者は、告訴をすることができる。

第231条 被害者の法定代理人は、独立して告訴をすることができる。

第235条 親告罪の告訴は、犯人を知つた日から六箇月を経過したときは、これを行うことができない。ただし、次に掲げる告訴については、この限りでない。

- ① 刑法第176条から第178条まで(強制わいせつ、強姦、準強制わいせつ・準強姦)、第225条(営利目的等略取及び誘拐)若しくは第227条第1項(被略取者收受等、第225条の罪を犯した者を幫助する目的に係る部分に限る。)若しくは第3項の罪又はこれらの罪に係る未遂罪につき行う告訴 (以下略)

第260条 検察官は、告訴、告発又は請求のあつた事件について、公訴を提起し、又はこれを提起しない処分をしたときは、速やかにその旨を告訴人、告発人又は請求人に通知しなければならない。公訴を取り消し、又は事件を他の検察庁の検察官に送致したときも、同様である。

第261条 検察官は、告訴、告発又は請求のあつた事件について公訴を提起しない処分をした場合において、告訴人、告発人又は請求人の請求があるときは、速やかに告訴人、告発人又は請求人にその理由を告げなければならない。

4-3 警察署からのコメント

- ・削除要求の前に、警察署へ被害申告する。
- ・一旦先に、住居地の警察署に電話をしてから、同警察署へ出向く。
- ・被害事実を、書面でまとめておく。
- ・問題の書き込み自体を印字しておく。
- ・警察の取調べについて 被害者の取調べは任意の取り調べであり、要望すれ

ば、教師や親の同席は認められると思われる。

- ・削除要求に基づき削除されると、その後2週間から1ヵ月程度で発信者情報を削除する業者も少なくない、とのこと。
- ・犯罪者の特定は、捜査照会（任意処分）か捜索差押（強制処分）の方法による。捜査照会はたいてい1週間以内に返事が戻ってくる。2ちゃんねるは捜査照会で返答は戻ってこない。

4-4 警察の対応

- ・サブアドレスを利用したケースなどでも、ケータイ・スマホには個体識別番号が付けられているので、加害者は特定できる。

5 ケータイ・スマホにまつわる具体的な諸問題について

5-1 被害者自身が掲載について不知の場合の対応

- ・保護者、本人へ連絡すべきか。フォロー体制等を整え、連絡する方向で検討。
- ・証拠の保全が必要。
画面の写真、事情メモ（日付つき）MHTファイルで保存等。
※MHTファイル：画面をそのままファイルにしているもの。

5-2 ケースのような被害事実を明示して授業すると、 加害者を増やさないか、という懸念について。

- ・より正確な情報を提供し教育を行うことは、被害加害を防止することになり、教育の現場として重要な課題と認識すべきである。ただし、教材化にあたってはすでに解決済みの事例を対象とすること。

5-3 被害者も加害者も同じ学校内の生徒、或いは、 いずれも中高生である場合が多い。

- ・教育的な対応を、まず第一に考えるべきである（被害者の気持ちを知る / 友人との関係性を振り返り、再構築する / 高校生なりの責任のあり方を考える / 情報教育など）。
- ・法的対応が必要なこともある。法的対応を求めること自体は誤りではない。
- ・法的対応の可能性および学校としての指導の限界を踏まえて、生徒に寄り添う姿勢と支援する体制の充実をはかる。（基本的な生徒との関わり方は、これまで我々が対応してきた人権事象と同様である）
- ・インターネットの特徴（書き込み時の匿名性や容易さ、不特定多数への発信、文字情報のみによる誤解や感情の行き違いなど）をおおまかに踏まえて、対応にあたればよい。
- ・学校外の機関や専門家との連携を密にすることは大切である。

(→80 ページ参照)

1-2 人権侵犯被害申告制度について

掲示板で個人情報の漏洩がなされているものの、名誉毀損などの刑法罰程ではない場合、書き込みを消去させることが必要となります。これには、①サイト管理者に削除依頼を行う、②プロバイダに削除要請をする、の二通りの方法があります。

しかし、①でも②でも削除されない場合、法務局に相談する方法があります。

人権侵犯事件調査処理

法務局には、「人権侵犯事件調査処理規程」（平成 16 年法務大臣訓令第 2 号）により、人権を侵害されたと訴える人々の相談に乗る制度があります。

これまでも人権侵害による被害者の救済策は法務局によって行われていましたが、これまでの人権侵犯事件の調査処理システムを 20 年ぶりに被害者本意の立場で見直され、平成 19 年 4 月、改定されました。

【相談するのは当事者】

法務局に相談するのは、原則として人権侵害を受けた本人（未成年の場合は保護者を含む）で、第三者による相談は行えません。

【行える救済措置は 7 つ】

法務局は、相談に乗った内容に応じて、次の 7 つの救済措置を執ります。

援助：被害の救済・予防のための法律上の助言や関係する機関への紹介を行います。

調整：相手方との話し合いを仲介します。

要請：被害の救済のために実効的な対応をすることができる者に対して、必要な措置を執るよう求めます。

説示：相手方に対し、人権侵犯をやめるよう注意します。

勧告：人権侵犯の事実を適示し、文書で必要な勧告をします。

通告：関係行政機関に対し、適切な措置を執るよう求めます。

告発：刑事訴訟法の規定により告発します。

被害の申告があれば、例外的な場合を除き、速やかに救済手続きを開始します。救済措置の後のアフターケアも行われます。

【申告方法はまず電話、メールか文書で】

当該の事例が、人権侵犯事象に当たるかどうか、法務局でもチェックを行います。ですから、事前に電話か、eメールか、手紙等で事前相談をかけることをおすすめします。

また、被害の申告がしやすいように、法務局のサイトに「人権侵犯被害申告シート」というものが EXCEL ファイルで用意されており、入力して添付ファイルで送信することができます。用紙は下記の法務局にも常備しています。

{URL : <http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken90.html> 人権侵犯被害申告シート}

大阪府内で人権相談窓口のある法務局

大阪法務局	540-8544	大阪府中央区谷町 2-1-17 大阪第2 法務合同庁舎	(06)6942-9496
北大阪支局	567-0822	茨木市中村町 1-35	(072)638-9444
東大阪支局	577-8555	東大阪府高井田元町 2-8-10 東大阪法務合同庁舎	(06)6782-5106
堺支局	590-8560	堺市堺区南瓦町 2-55	(072)221-2789
富田林支局	584-0036	富田林市甲田 1-7-2	(0721)23-2432
岸和田支局	596-0047	岸和田市上野町東 24-10	(0724)38-6501

{URL : <http://www.moj.go.jp> 法務省のホームページアドレス }

{URL : <http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/> 法務局のホームページアドレス }



1-3 プロバイダ責任制限法とは・・・

ある人にとって権利侵害となる内容が、掲示板に匿名で誰かが書き込んだ



当人は掲示板の管理者に削除要求をした → 何の返事もない



仕方がないので、プロバイダに削除要求した

さて、プロバイダは・・・

勝手に削除すると→表現の自由を侵害したことになる

放置すると→当人から損害賠償責任を問われかねない

このような場合に、プロバイダの責任を明確にした法律なのである。

この法律の中にはもう一つ権利侵害を受けた人が、**送信防止措置の要求方法と、損害賠償請求のために必要な発信者情報の開示請求の方法**が書かれてある。

★この内容のほうが我々が必要としている情報である。

ただし、手続きについては形式が決まっているので、必要な情報を記録しておかなくてはならない。

資料参照

たとえば以下のような情報である。

・掲載されている場所

(URL、掲示板の名称、掲示板内の書き込み場所、書き込み番号、日付、ファイル名)

・掲載されている情報 (個人名や住所など)

・侵害されたとする権利 (プライバシーの侵害、名誉毀損など)

・権利が侵害されたとする理由 (被害の状況など)

詳しくは次のWebサイト見て頂くことをお勧めします。

プロバイダ責任制限法関連情報 Web サイト

<http://www.isplaw.jp/>

Chapter 1 実態と法律

「プロバイダ責任制限法」に基づき、書き込みの削除をプロバイダに請求する際の書式

書式① 侵害情報の通知書（名誉毀損・プライバシー）

年 月 日

至 [特定電気通信役務提供者の名称] 御中

[権利を侵害されたと主張する者]

住所

氏名 (記名)

印

連絡先 (電話番号)

(e-mail アドレス)

侵害情報の通知書 兼 送信防止措置依頼書

あなたが管理する特定電気通信設備に掲載されている下記の情報の流通により私の権利が侵害されたので、あなたに対し当該情報の送信を防止する措置を講じるよう依頼します。

記

掲載されている場所	URL: その他情報の特定に必要な情報：（掲示板の名称、掲示板内の書き込み場所、日付、ファイル名等）	
掲載されている情報	例) 私の実名、自宅の電話番号、及びメールアドレスを掲載した上で、「私と割りきったおつきあいをしませんか」という、あたかも私が不倫相手を募集しているかのように装った書き込みがされた。	
侵害情報等	侵害されたとする権利	例) プライバシーの侵害、名誉毀損
	権利が侵害されたとする理由（被害の状況など）	例) ネット上では、ハンドル名を用い、実名及び連絡先は非公開としているところ、私の意に反して公表され、交際の申込やいやがらせ、からかいの迷惑電話や迷惑メールを約〇〇件も受け、精神的苦痛を被った。

上記太枠内に記載された内容は、事実と相違なく、あなたから発信者にそのまま通知されることになることに同意いたします。

<p>発信者へ氏名を開示して差し支えない場合は、左欄に○を記入してください。○印のない場合、氏名開示には同意していないものとします。</p>
--

Chapter 1 実態と法律

「プロバイダ責任制限法」に基づく発信者情報開示請求のプロバイダへの照会書式

書式① 発信者情報開示請求標準書式

年 月 日

至 [特定電気通信役務提供者の名称] 御中

[権利を侵害されたと主張する者] (注1)

住所

氏名

印

連絡先

発信者情報開示請求書

[貴社・貴殿] が管理する特定電気通信設備に掲載された下記の情報の流通により、私の権利が侵害されたので、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法。以下「法」といいます。）第4条第1項に基づき、[貴社・貴殿] が保有する、下記記載の、侵害情報の発信者の特定に資する情報（以下、「発信者情報」といいます）を開示下さるよう、請求します。

なお、万一、本請求書の記載事項（添付・追加資料を含む。）に虚偽の事実が含まれており、その結果 [貴社・貴殿] が発信者情報を開示された契約者等から苦情又は損害賠償請求等を受けた場合には、私が責任をもって対処いたします。

記

[貴社・貴殿] が管理する特定電気通信設備等		(注2)
掲載された情報		
侵害情報等	侵害された権利	
	権利が明らかに侵害されたとする理由 (注3)	
	発信者情報の開示を受けるべき正当理由 (複数選択可) (注4)	1. 損害賠償請求権の行使のために必要であるため 2. 謝罪広告等の名誉回復措置の要請のために必要であるため 3. 差止請求権の行使のために必要であるため 4. 発信者に対する削除要求のために必要であるため 5. その他 (具体的にご記入ください)

	開示を請求する発信者情報 (複数選択可)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 発信者の氏名又は名称 2. 発信者の住所 3. 発信者の電子メールアドレス 4. 発信者が侵害情報を流通させた際の、当該発信者のIPアドレス(注5) 5. 侵害情報に係る携帯電話端末等からのインターネット接続サービス利用者識別符号(注5) 6. 侵害情報に係るSIMカード識別番号のうち、携帯電話端末等からのインターネット接続サービスにより送信されたもの(注5) 7. 4ないし6から侵害情報が送信された年月日及び時刻
	証拠(注6)	添付別紙参照
	発信者に示したくない私の情報(複数選択可)(注7)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 氏名(個人の場合に限る) 2. 「権利が明らかに侵害されたとする理由」欄記載事項 3. 添付した証拠

(注1) 原則として、個人の場合は運転免許証、パスポート等本人を確認できる公的書類の写しを、法人の場合は資格証明書を添付してください。

(注2) URLを明示してください。ただし、経由プロバイダ等に対する請求においては、IPアドレス等、発信者の特定に資する情報を明示してください。

(注3) 著作権、商標権等の知的財産権が侵害されたと主張される方は、当該権利の正当な権利者であることを証明する資料を添付してください。

(注4) 法第4条第3項により、発信者情報の開示を受けた者が、当該発信者情報をみだりに用いて、不当に当該発信者の名誉又は生活の平穩を害する行為は禁じられています。

(注5) IPアドレス、携帯電話端末等からのインターネット接続サービス利用者識別符号及びSIMカード識別番号のうち、携帯電話端末等からのインターネット接続サービスにより送信されたものについては、特定できない場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

(注6) 証拠については、プロバイダ等において使用するもの及び発信者への意見照会用の2部を添付してください。証拠の中で発信者に示したくない証拠がある場合(注7参照)には、発信者に対して示してもよい証拠一式を意見照会用として添付してください。

(注7) 請求者の氏名(法人の場合はその名称)、「管理する特定電気通信設備」、「掲載された情報」、「侵害された権利」、「権利が明らかに侵害されたとする理由」、「開示を受けべき正当理由」、「開示を請求する発信者情報」の各欄記載事項及び添付した証拠については、発信者に示した上で意見照会を行うことを原則としますが、請求者が個人の場合の氏名、「権利侵害が明らかに侵害されたとする理由」及び証拠について、発信者に示してほしくないものがある場合にはこれを示さずに意見照会を行いますので、その旨明示してください。なお、連絡先については原則として発信者に示すことはありません。

ただし、請求者の氏名に関しては、発信者に示さなくとも発信者により推知されることがあります。

以上

1-4 フィルタリングとは

フィルタリングとは、特定のサイトに接続できないように制限したり、機器そのものの機能を制限したりすることである。

フィルタリングには携帯電話会社がかかるものと、個々の機器に対してかけるものがある。パソコンやスマホ等にかかるフィルタリングソフトは有料のものが多い。

有料のフィルタリングソフトを作っている会社の一覧としては、
財団法人インターネット協会の「フィルタリング知っていますか？」

{URL <http://www.iajapan.org/filtering/>}にある。また、多くの有料ウイルス対策ソフトにも、フィルタリング機能がついている。

ケータイのフィルタリング

ケータイのフィルタリングについては、「一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構（略称：EMA）」{url: <http://www.ema.or.jp/ema.html> }が、申請対象サイトが一定の基準に達しているか等を審査し、認定・監視している。

そのなかで、認定サイトは問い合わせ窓口を設置し、サイト内で発生するトラブル等に対応する窓口を用意することが義務づけられている。また投稿者などの利用機器を特定する情報を取得することが求められている。

フィルタリングの仕組み

EMA のサイト {url: <http://www.tca.or.jp/mobile/filtering.html> } を参照のこと

フィルタリングには、2種類があり、一つがホワイトリスト方式（携帯事業者提供リスト方式）とブラックリスト方式（特定分類アクセス制限方式）がある。

ホワイトリスト方式は、一定の基準を満たしたサイトのみにつながる方式。安全性は高いが、リストにないサイトは閲覧できない。また、携帯事業者の恣意的な選択 {自社と関係するサイトのみ閲覧が可能となるなど} の可能性は否定できない。

ブラックリスト方式は、特定のカテゴリーに属するサイトを制限するフィルタリングで、カテゴリーに分類したサイトを一律に規制するので健全なサイトも閲覧できない。また、分類を変更することで問題のあるサイトでも閲覧できることがある。

また、アクセス制限をカテゴリーやサイトごとに個別にフィルタリング設定することや、使用時間帯の制限などを行うフィルタリングもある。

以下に携帯各社のフィルタリングについての URL を掲載するので、参考にして欲しい。

- NTT ドコモ { <http://www.nttdocomo.co.jp/service/index.html> }
- KDD I a u { http://www.au.kddi.com/anshin_access/ }
- ソフトバンクモバイル {<http://mb.softbank.jp/mb/support/3G/filtering/> }
- W I L L C O M { <http://www.willcom-inc.com/ja/index.html> }

フィルタリングについては、完璧はなく裏道を通り抜ける業者や、問題が無くても認定を受けず見られないサイトも存在するので、必ずしも万能ではないことを付記しておく。

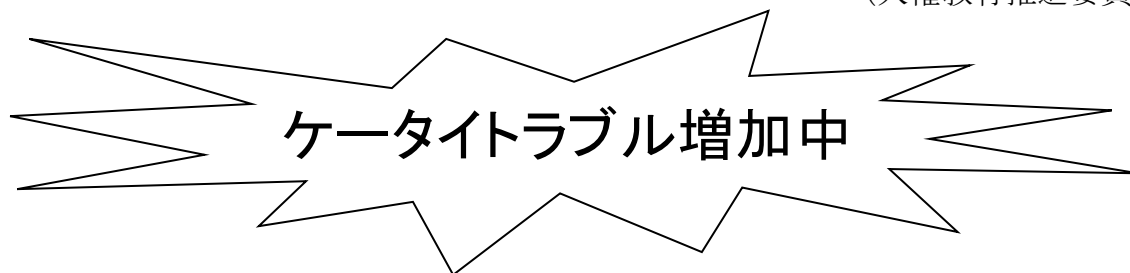
2-1 保護者事前啓発用プリント

2-1-1 例文① <問題発生時、すぐに配布するプリント>

平成〇〇年4月〇〇日

保護者のみなさまへ

大阪府立〇〇高等学校
校長 △△ △△
(人権教育推進委員会)



最近、携帯電話・スマートフォンをめぐるトラブルが中高校生の間でたびたび起こっています。携帯電話は、電話ではありません。電話というよりも、主として、情報端末として使用しています。携帯電話を「ケータイ」と呼ぶのはこのためです。ご家庭の固定電話と違い、ご家族の知らないところで電話をすることができます。居間にあるパソコンと違い、家族に秘密で、メールしたり、良くないサイトを見たり、掲示板などに書き込んだりできます。お子様たちが、保護者の方の知らないところで、さまざまつながりを持てるものなのです。

最近、ある高校生は、ケータイの掲示板サイトに書かれた悪口に腹を立て、関係のないクラスメートに暴力を振るってしまいました。また、ある女子生徒は、ケータイで作成されたホームページにひどい悪口をかかれ、一時登校できなくなってしまいました。幸いこれらの事件は解決できましたが、ケータイは使い方を誤ると、本人の知らないうちにトラブルの被害者になってしまったり、加害者になってしまったりしてしまいます。

また、ホームページがつくられたり、ブログ、プロフ、ツイッターなど、保護者の方々の知らないことが、簡単にケータイから可能です。

今一度、ご家庭でケータイの使い方について、話し合ってみてください。

- ケータイは、ただの電話ではありません。
- ケータイは、秘密にメールができます。
- ケータイは、秘密にインターネットができます。
- ケータイは、都合が悪ければ、いつでも電源が切れます。
- ケータイは、秘密に悪意を持った人と簡単に繋がれます。
- ケータイは、使い方をあやまると、犯罪に巻き込まれます。

2-1-2 例文② <合格者説明会時に配布するプリント>

H〇〇(20〇〇)年 3 月〇〇日

本校合格者の保護者のみなさんへ

大阪府立〇〇高等学校
生 指 導 徒 部
人 権 推 進 委 員 会

携帯電話・スマートフォンの利用についてのお願い

合格おめでとうございます。本校での携帯電話に対する考え方をお知らせし、ご家庭で子どもたちと携帯電話について、話し合いをお願いします。

【携帯電話は電話ではありません】

携帯電話は、電話ではありません。ケータイと呼んでいます。

ケータイは電話だけではなく、メール、サイトの閲覧、ゲームマシン、音楽プレイヤー、いろいろな用途に使える、インターネットの世界につながった、情報端末です。

【本校における利用の仕方】

本校では、授業中は電源を切り、アラームなどを解除し、鞆の中に入れておくこととしております。もし、授業中にケータイがなったり使用した場合には、生徒部で預かる対応をしています。 {学校のケータイ使用ルールを入れる！}

【ケータイは個人情報のかたまりです！ {保護者の責任と見守りを}】

ケータイはたいへんに高価なものですし、個人情報のかたまりです。子どもたちに与えっぱなしにすることはお避けください。保護者と子どもたちで、ケータイに関するルール作りをお願いします。子どもたちのケータイの使い方について関心を持っていただき、責任と見守りの精神で、接してください。

【情報発信の「見た目の匿名性」】

ケータイは、情報発信の「見た目の匿名性」がありますが、発信元などすぐに特定可能です。(もちろん捜査令状などが必要ですが)わからないと思って、他人を傷つけたり刺激したりする言動をすることや、されることがあります。しかし特定は可能なのだということをご認識ください。

【フィルタリングについて】

有害なサイトなどの閲覧をブロックする、フィルタリングがあります。是非使用をお願いします。ただし、自分や家族、友人の個人情報を発信することに対してのブロックはかかりません。フィルタリングのかからないサイトを利用しての犯罪が起こってもいいです。

【スマートフォンについて】

ケータイでは iPhone や Android などに代表されるスマートフォンなどが普及しています。小さな情報端末(パソコン)といっても差し支えありません。スマートフォンにはWi-Fiなどでフィルタリングが利用できないものもあります。

【問題発生時の窓口】

ケータイやネットに関する問題などが生じましたら、担任、生徒指導部や人権推進委員会、情報科などにご連絡ください。また、最寄りの警察署{〇〇市の場合は 0〇-〇〇〇-1234 です}にご相談ください。

2-1-2 例文③ <合格者説明会時に配布するプリント>

平成〇〇年 3月〇〇日

ケータイ・インターネットを正しく使用するために<保護者へのお願い>

人権教育推進委員会

<1>ケータイ・ネットの“危うさ”・“怖さ”を知ってください

ケータイ依存 勉強の妨げ	・ 高校生の96%が所持、便利な機能・コミュニケーションツール
ウソや悪口を書き 込む・いじめ	・ ネットにあるブログや掲示板への書き込み
なりすまし・ 不正アクセス	・ ネット上には違う自分が存在する(匿名性)
有害サイト・架空請 求・詐欺・性犯罪	・ 出会い系・犯罪請負・薬物・自殺
個人情報の漏えい	・ ネット上には悪意が潜み、犯罪者が狙っている

<2>ご家庭での指導やルールづくりをお願いします

求められる力

- 規律を守り責任ある言動をするなかで、自由を楽しむ、しっかりした堅実な存在
- 自分でルールをつくり実践できる依存症に陥らない、自律的な存在
- コミュニケーションにおいて他者への配慮ができる、優しい存在

※使いすぎないように指導，お子さんの書き込みをチェック
フィルタリングをかける など

部活動と勉学との両立に努める

<3>もし、お子さんが被害にあった時は
担任を通じて、早い目にご相談ください。

<4>参考

☆親子のためのネット社会の歩き方

<http://www.cec.or.jp/net-walk/> http://www.cec.or.jp/jka/oyako_text.html
<http://www.iajapan.org/rule/>

☆サーバー犯罪対策ビデオなど

<http://www.npa.go.jp/cyber/video/> <http://www.cyberpolice.go.jp/kids/>

ケータイ依存診断テスト

※次のなかで自分にあてはまる項目がいくつあるか数えてみましょう。

- ひまが無いのについメールや掲示板の書き込みの返事をしてしまう
 - 遅刻しそうでも、ケータイを忘れたのに気づいたら取りに帰る
 - 手で文字を書くよりケータイで文字を打つほうが速い（または楽だ）
 - 自由な時間に、ケータイをしていない時間が3 時間続くことはない
 - 大事な話でもメールで連絡する
 - メールやチャットのやりとりがだらだらと、なかなか終わらないことがある
 - メール返信が10 分以内に来ないと何か問題があったのかと思う
 - メールに早く返信しないといけないとあせることがある
 - メールなどのやり取りを優先して、勉強の集中力が切れることがある
 - ケータイの予備電池を買った
 - メール交換や掲示板での応答をしないと友だちと関係が続かない
 - メールやり取りや掲示板でのやり取りがきっかけで友だちをなくした
 - ケータイの電源を10 分間切っておくことができない
 - 他人と話をしている時にケータイを操作することがある
 - 家族との食事中にケータイを操作することがある
 - よく会う友達より「ケータイを通じての友」のほうが多い
 - お風呂でもケータイの操作している
 - お風呂でもケータイの操作ができるように防水パックを買った
 - お風呂でもケータイの操作ができるように防水ケータイに買いかえた
 - 自転車を運転しながらケータイを見ることがある
 - 自転車を運転しながらメールを打つことがある
 - ケータイの電波の届かないところ（地下など）には行かない
 - 無意識のうちにケータイを開いていることがある
 - ケータイを手にとってないと、落ち着かない
- 1～ 6：いまのところは問題ありません
7～13：要注意「依存症になりかけています」、
14～19：警告「依存症です」、
20 以上：警告！「今すぐ、生活を見直しましょう」

※このアンケートは 原著作者 MIAU 制作のアンケートをアレンジして作成しました。

2-2 保護者懇談会用啓発用プリント

＜保護者懇談や保護者集会の際に配布＞

平成 年 月 日

保護者のみなさまへ

大阪府立〇〇高等学校
校長 〇〇〇〇
人権教育推進委員会

ケータイ被害解決のために

初夏の候、みなさまにはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。また、平素は本校教育に関しまして、ご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。本日はお忙しい中、懇談にお越しくださいますとありがとうございます。

さて、入学式でも人権教育推進委員会からお願いを申しあげましたが、携帯電話を介した人権被害、あるいは「いじめ」予防のために、以下のことをチェックし、学校との連携を深めていただきますようお願いいたします。

キーワードは 聴く 訊く 聞く

1. 子どもと話ができる環境は作られていますか？

ケータイに関する問題については、ほとんどが校外でのやりとりとなり、学校の指導が行き届かないのが現状です。子どものサインは、学校にいるときよりも、家庭で発せられる場合が多いものです。ここでは、3つの観点から、親子の会話についてお願いします。

「親子の会話」というと、どうしても「話をしなくちゃ」と思いがちですが、話をするよりも、まずは「聞く、聴く、訊く」から始めてみてください。

① 定期的な会話の時間（聞く）

- ・まずは、子どもと毎日必ず、話をする時間を作りましょう。一番自然なのは夕食の時でしょう。内容は何でもいいです。「学校で何かあった？」「今日のお昼ご飯はどうだった？」というようなきっかけでいいです。まずは「聞く」ことから始めましょう。

② 子どもの不安を受け止める（聴く）

子どもに不安なことがある、と感じられた場合、以下のことを試してみてください。

- ・子どもが話をし始めたら、まず聞き役に徹してください。このとき、アドバイスは最後の最後までしないようにしてください。ともかく「聴く」態度が重要です。
- ・子どもの話を自分に置き換えて共感してください。安心して話が聴いてもらえる環境こそ、問題解決の第一歩です。

③ はっきりと訊く

- ・保護者が不安や不満を持っているときは、「何が具体的に不安なのか？不満なのか？」を具体的に、はっきりと訊きましょう。これは「あなたのことを意識している」というサインです。ただ、子どもが腑に落ちるまではある程度の時間がかかりますので、

解決は急がずに、本人が気づくまでは、長い目を見た方がいい結果となります。

- ・この際、すぐに行動を求めないでください。問題解決は様々な観点からの検証が必要です。

2. 問題がはっきりしたら、すぐに担任まで

ケータイだけでなく、様々な問題や悩みを高校生は抱えるものです。どんなことでも、担任に相談してください。また、保健室の養護教諭や相談係など、担任以外にも子どもたちの相談相手を設定していますし、問題解決のためには学校として最大限の取り組みを行います。

なお、保護者のみなさまからいただきました情報については、厳重に管理を行い、指導と見守り以外には使用しませんので、お気軽にご相談ください。

3. ケータイの長時間利用 → 3年間の授業時間よりケータイが長い!?

ケータイに関して言えば、長時間使用は百害あって一利なしです。まず、青春の貴重な時間を使ってしまいます。一日に3時間ケータイの画面を見るときとして、1年間に1,095時間、3年間だと3,285時間に及びます。ちなみに、高校3年間受ける授業時間数は3,150時間ですから、高校での授業時間よりも長くなります。

また、「何が書かれているか、どう思われているか?」という不安を巻き起こし、精神的にも不安定になります。まずは、親子でケータイ利用について、ルール作りをしてください。

4. ケータイを通じた被害についての本校の対応

本校は、いかなる人権侵害や犯罪を許さない立場から、もし、お子さまがケータイ電話による誹謗中傷やネットいじめの被害にあった場合、以下の対応をとらせていただきます。

1. あまりにも人権感覚のない掲示板等のサイトについては、悪質な書き込みについて、被害生徒・保護者と相談の上、必要な場合は刑事事件の立件に協力します。
2. 被害を受けた生徒のケアを行います。自らの尊厳を傷つけるような書き込みがあったら、一人で悩むことなく、すぐに学校に相談してください。保護者のみなさまが事実を把握したときも、お気軽にご相談ください。



2-3 事後指導用生徒向けプリント

この資料は、2005 年段階で差別用語を使ったかきこみをなされた学校での取り組み例です。加害者の特定については言及しませんが、府立人研では、初めて組織的に取り組んだ学校の資料であるため、ほとんど修正を加えずに掲載しました。

〇〇高校のみなさんへ、

発行：府立〇〇高校

情報と人権

きわめて残念であり、決して許せないこと

この間、あるホームページ上の掲示板に〇〇高校の生徒個人名、およびその生徒に対する誹謗・中傷、事実と異なる内容の個人情報が書き込まれるという事態が発生しました。

またこの中で部落差別を扇動する（あおる・広げる）書き込みが行われるという事態も発生しました。

〇〇高校は一連の事態を決して許せない人権侵害事件として捉えています。そして、このような事態が起こらないように学校として取り組んでいくことをここに表明します。

もう少し具体的にこれらの問題について説明させていただきます。

あるホームページ上に、〇〇高校を話題にする掲示板が作成され、多数の書き込みがされたのです。（ケータイからも、コンピューターからもアクセスできる）が、その中の数名が〇〇高校の実在する人物名とその生徒への誹謗・中傷を執拗に書き込むという事態が発生したのです。学校としても内容を確認しましたが、非常に卑劣であり、許せるようなものではありませんでした。（個人名が出てくるので、これ以上詳しくお伝えできません。）

また、このように荒れた掲示板であったことが要因になったと考えられますが、部落問題についても極めてひどい、差別意識に満ちた内容が書き込まれていました。たとえば、

「うちの友達〇〇いってる。まわり同和の子ばっかで嫌言うてた」

「みんな部落民やからレス無視してるん？ワこれから就職差別とか大変やねワ」等

この掲示板を訪ねてきた人すべてが見ることができる状態であることを踏まえるならば、決して許せるものではありません。

ただ救いであったのは、このような書き込みに対して「（このような書き込みをする人間は）最低」「部落のコとかドンだけ差別が怖くて生きてるか考えてみる」等の書き込みもなされ、執拗に部落差別を扇動する書き込みをこの掲示板から排除したことです。

同様に個人に対する誹謗・中傷や偽情報を含めたプライバシーの暴露に対しても、「名前出すな」「こんなことで勝手に名前出されている子もかなりいい迷惑やし、絶対かわいそうやから」「こんなんに悪口書かれてる子人間不信になってしまうで…。悪口書いてる子は自分のしてる事に重大さわかってないと思う。」等の書き込

みが続けられました。

しかしながら、これらの言葉を無視するように、悪質な書き込みは続けられました。

また、一度はこの掲示板が閉じられたにもかかわらず、同様の掲示板が別に立ち上げられ、以前と同様の「個人名を含む誹謗・中傷」が繰り返されるという事態も発生したのです。

情報化社会に発生した現代の問題

発言による人権侵害事件は、その加害者がすぐに特定できます。手紙、落書きによる人権侵害事件も加害者の特定に向けた手がかりが何らか残されているケースが多々あります。例えば、指紋であり、筆跡であり、事象発生当時に現場近くにいる者は誰かを絞り込むこと等で加害者に近づくこともできます。

これに比較すると、電子情報空間（ネット空間）上の人権侵害表現は加害者を特定することが困難です。（実際には警察による捜査では可能。）

しかし、被害者がいることは明確な事実です。

このような、ネット上の人権侵害事件において被害者はどのような傷を受け、どのようなリスク（危険性）をもたらされるのでしょうか。落ちていて考えて見ましよう。

第1に、その表現を見る、読むことで、心が傷つけられるという直接的な深刻な被害。

第2に、加害者が特定できない一方で、実際に加害者が存在している状況は、被害者の恐怖心をかきたて、また被害者に人間不信の感情を植え付ける。

第3に、誰でも見ることができる空間に書かれた人権侵害の表現は、そのホームページや掲示板を訪れた人に、新たな偏見をまき散らすという事実。

第4に、それら電子情報のコピー、保存、加工、活用が極めて簡単にでき、悪意があれば何度でも使用できるという事実。

第5に、ネット上に個人情報公開されることで、悪意と興味を持った人間が実社会上で接触、待ち伏せする可能性を高めているという事実。（実際、海外の掲示板においてまったく〇〇高校とは関係ないと推定されるものが特定の個人に興味を示し、更なる個人情報の提供を求めるといった書き込みが繰り返されています。）

つまり、書き込んでいる本人がどこまで意図しているかはまったく知る余地はないのですが、結果としてきわめて卑劣、かつ重大な人権侵害を行っていることを〇〇高校の皆さんには理解してほしいと考えているのです。

また、悪意のない書き込みであったとしても、個人名を書き出すことは、その人を危険な目に遭わせていること、人権侵害事象に巻き込まれる危険性を高める働きをしていることに気づき、理解してほしいと思います。

つまり、日常会話表現以上に、ネット上の表現においては「自己の表現が人権侵害（一種の犯罪）につながっていないのか？またそれらに利用されていないか？」を十分に考えて情報発信、表現する必要があることをぜひとも理解してほしいのです。

ちなみにこのことにこだわるのは、「犯人が〇〇高校の中にいる」と判断しているからではありません。その理由は「被害者が〇〇高校の中にいるから」であり、

「現状の情報化社会・ネット社会の中で、人権侵害表現が広く流されている現実が存在しているから」であり、「今後の生活の中で、みなさんが気づかぬうちに加害者、被害者になってしまう可能性があるから」なのです。

「人権感覚の欠落した情報化社会」の危険性

—ネット人格とは—

すべての人ではありませんが、悪意のある書き込み、差別や人権侵害・暴力をあらゆる書き込みを繰り返して行ってしまう人が現実存在します。そこまでいたなくても、その誘惑に引きずられそうになる人も少なからず存在します。

ネット（PC・ケータイを問わず）社会においては、実社会以上にこれらの「闇の誘惑が強い」または「強いる」と言い切れるでしょう。それは「高い匿名性」と、「表現がいとも簡単に広く公開される」という特性に原因があるのではないのでしょうか。

もう少し詳しく説明します。

第一に、匿名性と作業の秘密性

メッセージを作成するとき、その内容を他人から覗き込まれない、監視されないところで作業することが簡単にできます（例えば、自分の部屋や公園のベンチなど）。つまり作業の秘密性が高いのです。掲示板等に自らのアドレスを付けずに、または他人のアドレスをかたって送信すれば、高い匿名性が保障されるのです。表現者は周りからの制約、監視から自由になるのです。また、そのように実感できるのです。この特性は、社会や企業の不正についての内部告発を支え、よりよい社会の建設に果たす側面もあるのです。しかし、残念なことに差別表現や人権侵害表現、個人攻撃の表現についても歯止めをなくす役割（負の役割）も果たしているのです。

第二に、「画面と自分」だけのコミュニケーションの中での表現のエスカレート。

過激な表現に対してより過激な表現で応えていくやりとり。掲示板で少なからず見受けられる、攻撃・排撃表現、正論を茶化す雰囲気。

第三に、感情を未整理なまま表現

実社会においては、さまざまな感情は自分の中でじっくり考え、「その感情は正当なものか？そのまま表現してよいものか？」もう一度考え直しています。

例えば、「むかつく」「絶対しばく」「どっか行ったらエエネン」「あの顔が気に入らんネン」等の否定的な感情を心の中に持ったことはありませんか？そのような感情を持つこと自体は自然で仕方のないことです。しかし、そのまま表現すれば、人間関係はこじれるだけで、「怒り」の気持ちを相手に理解させることはできません。また周りからはどのような発言をするのかを見られているわけですから、真意を理解されず、誤解を受けるかもしれません。何の解決にもつながらないのです。

だからこそ、自らの気持ちを大切にするとともに、相手に正しく怒りを理解させ、周りには誤解を与えないように言葉を選び、表現しているのです。自分で気持ちが混乱しているときは、信頼できると友人に愚痴を聞いてもらって、気持ちを整理している人も多いのではないのでしょうか。

でも、ネット上の表現では、未整理の感情が向き出しのまま表現されているケースが少なからずあります。それは先ほど述べた「匿名性と作業の秘密性」があるか

らできるのです。「相手には被害を与えることができる」「一方で、『私』は特定されない、人の道はずした表現をとっても、相手からの報復はないし、周りの人から見下げられることもない、『私』には被害が及ばない」この状況がいよいよ表現をエスカレートさせていくのです。

第四に、ネット人格の問題。

今まで説明した3点も含めての結果となるのですが、「実社会上の人格」と「ネット上での表現者としての人格」が乖離（分離し、離れていく）するケースが発生しているとの情報もあがってきています。

今後の社会が情報化社会として、ネット社会として発展していくことは防ぎようのない事実です。また個人としてもますます積極的に利用していくことになるでしょう。

そのことを前提に、みなさんに望みたいことは、情報化社会の闇の側面に取り込まれて、「みなさんの人権感覚やかけがえのない個性・人格」を傷つけられることなく、豊かに生きていってほしい。また、そのような社会を建設してもらいたいということです。

そのためにも、実社会と同様に「他者の人権、安全を配慮した」「自己の表現がどのような影響を持つのかを十分に考えた上での」表現をネット上でも望みたいと思います。

被害にあったときは

もし、被害にあったときは、そのまま放置せず自分を守る必要があります。

時としてそれらを無視することが有効なケースではありますが、もちろん直接ホームページ等の管理者に削除を依頼することもできます。管理運営者には人権侵害事象に対応する責任が法的にも、道義的にもあります。もし対応が遅いのであれば、それは管理者が責任を果たしていないということです。

また、広く社会に援助を求めることもできます。警察等の公的機関、さまざまな民間団体も相談に乗ってくれ、力を貸してくれます。

〇〇高校としても、相談してくれれば、皆さんの人権を守るために誠実に力を注いで解決に向けて取り組みます。

最後に

匿名性を利用して他者の人権を侵害し、偏見をあおる行為はきわめて卑劣な行為です。〇〇高校は被害者を守り、人権侵害と差別・偏見の扇動を止めるために誠実に行動することを再度ここに表明します。

今後は、ホームページの管理運営者に申し入れを行うとともに、大阪府教育委員会等からも申し入れてもらうように働きかけます。

また引き続き、掲示板等の動向にも注視していきます。ただし、ネット上の空間は限りなく広いのも事実です。そこで本校生の人権が侵害されていたり、個人情報公開されているケースがあれば、是非とも学校に連絡してください。

被害者を守り、また新たな被害者を出さないために。人権豊かな（情報化）社会を築いていくために、皆さんの理解と協力を求めます。

2-4 チェーンメール指导向けプリント

<チェーンメール発生時に配布したプリント例>

平成23年3月15日

保護者のみなさま
生徒のみなさま

大阪府立 高等学校
校 長

東北地方太平洋沖地震に伴うチェーンメールについて（注意）

拝啓 初春の候、皆さま益々ご清祥のことと存じます。また、平素は本校教育についてご理解とご協力を賜り、ありがとうございます。

さて、皆さまもご存じの通り、去る3月11日14時49分、三陸・茨城県沖で発生しました「東北地方太平洋沖地震」およびそれに伴います大津波によって、多くの犠牲者が発生し、多くの財産が失われました。

震源は遠く、関西では被害は出ておりませんが、〇〇高校関係者の中にも縁者が被災された方があり、〇〇高校としましても謹んでお見舞い申し上げますとともに、犠牲者の方に哀悼の意を表したいと存じます。

この激甚災害に際して、インターネットやケータイメールが安否情報の確認や給水場所の検索などで大きな力を発揮しております。まさにインターネットが命をつなぐライフラインの役割を果たしております。

しかしながら、この混乱期に乗じて、チェーンメールを出す不心得者がおり、看過できない被害が発生しております。ライフラインが寸断されています現在、東北・北関東地方および甲信越の皆さまにとりまして、インターネットメールは重要なライフラインとなっている最中、このようなメールが多く出されることは、インターネット回線を混乱させ、プロバイダーや回線そのものの機能不全をもたらすもので、どうい許すことはできません。

中には、「電力会社の要請で、できるだけ節電するようにみんなに回してほしい」などと騙るものもあり、人の善意を悪用するものも見受けられます。

内容はどうであれ、「多くの他人にメールを送ってほしい」旨のコメントがあるメールはすべてチェーンメールであるとみなし、他人に送らないようにしていただきたいと存じます。

なお、支援物資の要請やエネルギー関連の要請などは、全てマスメディアを通じて、政府や地方公共団体、あるいは日本赤十字などの公的法人からのお願いを参考にしてください。

天災の被害に遭われた皆さんに協力できる身近な行動にご協力をお願いいたします。

(お問い合わせ)

2-5 参考資料 ケータイを持つための契約書

この資料は、子どもがケータイを持つにあたって、保護者と子どもが守らなければならないルールをお互いに話し合っ決めてきっかけとなる資料です。懇談等でご活用ください。

ケータイを持つための契約書

- 1 _____ (あなたの名前) がケータイを持つ目的は、次の通りです。
・
・
・
- 2 ケータイを持つにあたり、_____ (あなたの名前) は、ケータイを使うときの**ルールやマナー**を自ら学び、誠実に実践します。具体的には以下を実践します。(使う場所、使う時間、メールの相手、利用するサイト) 食事の時は、入浴時は、就寝時は!!
・
・
- 3 ケータイの費用は、_____ (例 お小遣い) からやりくりします。(※だれがどのような形で負担するのか話し合しましょう)。
・
- 4 _____ (あなたの名前) は、お小遣い帳をつけることなどにより、ケータイについての費用を含む自分が使うお金の管理を、自ら確実にこなします。
- 5 ※わが家のオリジナルルールを家族と一緒に考えてみましょう。たとえば
・1カ月の通話料が〇〇〇〇円をオーバーしたら、翌月はケータイを使用しません。
・メールや情報サイトなどに、簡単に自分の名前・電話番号・住所などを書きません。
・第1～4条までの約束を守れない場合には、すぐにケータイを没収することとします。
- 6 _____ (あなたの名前) は、これらの約束事をきちんと行なうようベストを尽くします。もし問題がおきた場合には、自分自身の問題として考えるとともに、家族全員に考えてもらいながら解決します。

この契約に同意した日 H _____ 年 _____ 月 _____ 日

署名 (サイン)

保護者の名前 _____ あなたの名前 _____

※ このプリントは、ケータイを所持している人は所持の目的を、所持していない人は将来購入をする際の購入目的を明確に確認するための学習プリントで、購入を勧めるためのプリントではありません。

※ 学習後は自宅に持ち帰り、これを機会に家族とともにケータイについて改めて話し合いをしてみてください。

3-1 ケータイに関するLHR「情報と人権」

3-1-1 授業指導案（担任用）

（お願い）

ネットや携帯メール、携帯サイトはバーチャルな世界ではありません。向こう側には生身の人間がいます。そこには、人をだまして利益を得ようとする人もいれば、気の短い人も、傷つきやすい人もいます。したがって、一般社会においてしてはならないことはネット上でもしてはならない、しかもネットは世界に開かれているのでその影響は広範囲に及ぶかもしれない、ということを理解する一助になるようにこのHRを活用してください。

1. 実施日時

1 年年度当初（2時間）

2. 目的

学校でも家庭でもインターネットを利用する機会は大変多くなっています。しかし、インターネットを利用することは便利な反面、人権を侵害されたり、逆に加害者となってしまう場合があります。そこで、このHRでは、1年の年度当初に当たってインターネット利用の危険性について生徒に学ばせます。なお、現在の携帯電話は単に電話にとどまらず、PC以上に個人情報端末となっており、掲示板やサイトの閲覧をできることにも留意してください。

3. 内容

「情報について考えよう」

4. 事前準備

- A) 5から7人程度の班に分ける。
- B) 班ごとに、司会・記録の係りを決めさせる。

5. 当日の進行案

A) 趣旨説明

ネット社会で最低限これだけは考えたい、という点について話し合いをこれから持ってもらいたいと生徒に告げる。

B) 「設問」プリント、回答用紙(3-3-3)を配布する。

C) 班ごとに「設問」(3-3-2)を読み合わせて、話し合いの結果を解答用紙に記入する。

D) 話し合い結果を班ごとに発表する。

E) 「アドバイス」プリント(3-3-4)を配布し、担任から必要に応じて解説・補足する。

F) 「回答」プリントを回収し、当日中に人権委員の先生にお渡しください。

6. 留意点

A) 「設問」プリントをあらかじめ配布して考えさせておくのもいいでしょう。

B) かかった時間や担任の判断によっては、グループごとの発表を省略したり、「アドバイス」プリントについても配布にとどめ、「読んでおくように」との指示だけの場合もあります。

C) 回答プリントについては、メモ程度で結構ですから、必ず提出させてください。今後の指導の参考資料とします。

3-1-2 情報と人権HR生徒向けプリント

情報について考えよう（情報と人権HR）

次の項目について考えてみよう。それぞれの設問について意見や感想を回答プリントにまとめてみよう。

- ① 懸賞サイトに次のような情報があったので応募した。

××月×日までに無料メールマガジンに登録ください。抽選でハワイ3泊5日のツアーに5名様をご招待プレゼント！			
氏名	<input type="text"/>		
メールアドレス	<input type="text"/>		
生年月日	<input type="text"/>		
性別	<input type="text"/>	職業	<input type="text"/>
住所	<input type="text"/>		

(設問) このような場合、どんな点に注意する必要があるでしょう。

- ② 「××ファン集まれ！」という歌手のファンクラブの掲示板にこんな書き込みをした。

僕の友達に○高の△△と自称してたやつがいます。彼が「あいつの新曲□□のパクリやないか。もうファンはやめや！」と言っていました。 僕も同意見です。△△はもうおしまいやな。 ○高の◇◇ちゃん
--

とたんに、次々反発の書き込みが掲示板を埋め尽くし、そのうち、「○高の◇◇ちゃん」だけでなく、「○の△△」の自宅まで無言電話がかかり始めた。

- (設問) 1 どうしてこんなことが起こったんだろう。推理してみよう。
2 この書き込みはどこがまずかったんだろう。

- ③ メールに関する、こんな相談がありました。

会員登録をしているレンタルビデオ店から案内メールが来たのですが、そのあて先のところ、大勢の人の名前とメールアドレスが掲載されていました。掲載されていた名前の中に友人の名があったので、彼女に確認すると、彼女のところにも同じメールが届いていて、私の名前とメールアドレスも載っているとのことでした。 信頼して会員登録をしたのに、このように個人情報を漏らされて、とても腹立たしく感じています。

Chapter 3 生徒啓発HR資料

- (設問) 1 レンタルビデオ店側にも悪気がなかったようです。なのに、こんなことが起こったのはどうしてだろう。
- 2 こんなことが起こったときは、どうしたらいいだろう。

④ こんな事件がありました。

僕はある学校の演劇部員です。OB、OG や他校のクラブ員との交流のために自分のクラブのホームページを作っています。

上演案内や上演写真、部員紹介などを載せて、結構アクセスもあります。上演の観客も少しずつ増えています。ところが、このごろになって、特定の部員のところへ「付き合わないか」といった電話が来るようになり、本人がとても気味悪がっています。

ホームページを閉鎖するしかないのかなとも思いますが、掲示板に「この前の公演、面白かったよ。次の上演を楽しみにしています。」といった書き込みもあって、活動の励みにもなっているんです。

どうしたらいいんでしょうか。アドバイスをしてください。

- (設問) ここでは演劇部の例を挙げましたが、いろいろなクラブ等で現役や先輩がホームページを作っているケースが増えています。そんな場合、どんな点に注意をしなければいけないだろうか。

⑤ 次の事例はどれも、インターネットや携帯の使い方として不適当なものです。どの点で不適当なのか、その理由を考えてください。

- (ア) あるアーティストの曲のすばらしさをみんなに知ってほしかったので、新曲をホームページに載せてダウンロードできるようにした。
- (イ) ネット販売でほしかった MP3 プレーヤーが安く出ていたので、すぐ指定された口座に代金を払い込んだ。
- (ウ) 携帯に一回だけコールがあって切れた (ワンギリ) ので、番号を確かめたら知らない番号だったのでかけ直した。
- (エ) 「〇月〇日の午後〇〇時から、中央公園で、マツジュンが映画のロケに着ます。みんな 10 人に知らせよう。こんなメールが来た。面白そうだったので、友達に口頭やメールで知らせた。
- (オ) レポートを書く時、関係するホームページを検索したら興味深いデータが載っていたので、そのまま利用した。

3-1-3 情報と人権 HR 生徒回答用プリント

「情報と人権」LHR 回答用紙

1年 組 番 名前

① (設問 どんな点に注意すればいいのだろう?)

②(設問 1 きみの推理は?)

(設問 2 書き込みのまずいところは?)

③ (設問1 なぜこんなことが起こったのだろう?)

(設問2 こんな時、どうしたらいいのだろう?)

④ (設問 HPを作る上での注意点は?)

Chapter 3 生徒啓発HR資料

⑤ 各々の問題点と理由を書いてみよう。

(ア)

(イ)

(ウ)

(エ)

(オ)



3-1-4 情報について考えるアドバイスプリント

① 懸賞サイト

このような懸賞は企業がマーケティング活動の一端として消費者の動向を調べたり商品情報をメールで案内するあて先として活用するものです。

ところが、悪意を持ったサイトも中にはあります。

情報だけ集めて、景品などは一切送らない。

(ア) 名簿業者などに名簿を販売する目的での情報収集

(イ) 迷惑メール (SPAM メール—無差別に大量に発信される営利目的のメール) などの迷惑行為自体を目的にしているサイト

(ウ) その結果、応募後次々とメールやダイレクトメールが送られてきたり、あやしい電話が掛かってくるようになることがあります。注意！注意！

それを避けるためには、次のような点を確認する必要があります。

1. 信頼できる企業・業者であるかどうか
2. 「但し書き」で、情報の利用方法がきちんと書いてあるかどうか

② ファンクラブ掲示板

ひとつは、「〇高の△△」という通称 (ハンドルネーム) です。「〇高」というだけで、大阪の高校生なら、〇〇高校のことだとわかる人が多いでしょう。その中にたった一人熱烈な△△ファンがいて、その人に〇〇高校に通っている友達がいたとしたら、と考えたら、△△君のところまで嫌がらせ電話が入るようになった経過は明らかでしょう。

③ メールに関する相談

すぐにビデオ屋さんで連絡して抗議して、謝罪などの手を打ってもらうのはもちろんですが、なぜこんな事が起こったかという点、同一文書を送信する場合のうっかりミスでしょう。

あて先を入力する時に、うっかり C. C. (Carbon Copy) 枠に記入してしまったのです。その場合は送信先の全員にアドレスが送られてしまいます。同一文書を複数送信する場合は必ず B. C. C. (Blind Carbon Copy) 枠あて先を記入する必要があります。

メールで年賀状を出すときなどに、こんなミスはしませんでしたか？メールアドレスを知らせるのは個人同士の信頼関係が前提なんですから、それを裏切るような結果にならないよう注意したいものです。

④ クラブなどのホームページ

この場合は、その部員の個人が特定できるような情報がなっていたのでしょうか。例えば、役割と配役、舞台写真、部員紹介で「××ちゃん、BF 募集中」などと書いてあったとか。そんな具体的なことを書いてなくとも本人を特定できる顔写真や名前は要注意です。活動の宣伝や紹介はしても個人情報には絶対に載せない、少なくとも本人自身が、その後起こる可能性のあることについて覚悟した上でなければ載せない、という原則を貫く必要があります。

一度ホームページに載った情報は、だれがどこで読むかわからないことを前提にしてホームページを作ってください。

⑤ その他

I. あるアーティストの音楽

CDなどを自分が聞くためにMP3プレーヤーにコピーして自分で聞くのは「私的使用」として著作権法上認められていますが、それを公開するのは著作権違反です。「公衆送信権侵害」として告訴された例もあります。

II. ネット販売

代金を振り込んだのに、商品を送ってこない、送ってきたのは粗悪品だったという例が多数出ています。そんな悪徳業者の場合、問い合わせのメールや電話で架空の記号・番号だったというのがほとんどです。信頼できる業者を選ぶ知恵が必要です。

III. ワンギリ

かけ直したら高額なサービス料を取られたケースが続出して問題になっています。番号も009(Q2)や001(海外)でなく06や03なのでだまされやすいのです。ご用心！

知らない相手に電話番号が記録されることは将来不利益になるかもしれません。着信記録についてはかけ直してしまいがちですが、知らない番号にはかけ直さないようにしましょう。

IV. 映画口ケ

実際に、似たような情報が流されて、ある公園に中・高校生が数百人も集まって大騒ぎになった例があります。もちろん、偽情報を流してその影響を見て面白がっている、いわば愉快犯が仕掛けたのです。友達に知らせた人に悪意はなかったのですが、でも、無意識のうちに騒ぎを仕掛けた加害者に加担したことになります。チェーンメールも含めて、怪しい情報には乗らないようにする必要があります。

これとは別ですが、携帯やデジカメでとった友達の写真をいざ知らず出会い系サイトに登録して、登録された人が大変迷惑を受けた例もあります。軽い気持ちでやったことがネットを通して増幅されて人権侵害を引き起こしたわけです。

V. レポート

次の二点で軽率です。

果たしてそのデータが正しいものかどうかを、まず確かめる必要があります。官公庁・大学や信頼の置ける機関・個人のホームページかどうか、データの根拠についてどのような説明がされているかどうか、などチェックをした上で利用したいものです。不確かだったり、デマだったりする場合も少なくないのです。

利用した場合、必ずそのデータや報告の出所を明らかにしてください。「どこに出てたかわかりません」では、君のレポートの信憑性まで疑われることになります。

もしも、ホームページの内容が面白かったので自分のホームページに掲載すると、今度は、著作権法違反の問題が生じます。「自由に転載してください」といった断り書きがない場合は転載できませんが、あったとしても、本人の了解を得るのが基本的なエチケットです。

3-2 ケータイ依存について考える

3-2-1 あなたは携帯電話に使われていませんか？

うまく付き合うと、携帯電話（この後はケータイと表現します。）は本当に便利な道具かもしれませんが、でも使い方を誤ると、大人も含めてですが、君たち生徒にとっては非常に危険な道具になります。もしかすると、相手を傷つけたり、自らを傷つける凶器になったりすることもあります。

そこで一度、普段の生活の中で、自分自身のケータイの使い方を、振り返ってみて欲しいと思います。振り返ってみて、今後のケータイの付き合い方を考えて欲しいと思います。

別紙のチェックシートをしてみてください。あなたの携帯電話に対する依存傾向がわかるかもしれません。

合計得点 点

さて、あなたは何点でしたか？ 依存度はどうでしたか？

では次に、各自で考えてください。チェックシートにもあった質問ですが、

「① お風呂やトイレにケータイを持ち込むこと」についてあなた自身の意見をまとめてください。賛成か反対かに○をつけて、理由を書いてください。

あなたは（賛成・反対）です。 理由→

では、次も同様に考えてください。

「②今、仲のいい友だちとマクドで食後話をしています。そこに、ケータイメールが来ました。」
あなたならどうしますか？前の質問と同じように、下に○をつけ理由も書いてください。

Chapter 3 生徒啓発HR資料

あなたはメールを（見るべき・見るべきでない）と考える。 理由→
あなたはメールを返信（するべき・すべきでない）と考える。 理由→

裏に続く

2年（ ）組（ ）番名前（ ）

3-2-2 ケータイ依存チェックシート

質問		回答欄
<p>以下の項目について、必ずあてはまる、または、よく当てはまる場合なら○を、ときどきあてはまる場合は△を、ほとんどあてはまらない、または、まったくあてはまらない場合は×をつけよてください。</p>		
1	お風呂にケータイを持って入る。	
2	外出した時、気が付いたらポケットにケータイが入っていた。	
3	トイレにケータイを持って入る。	
4	気が付いたらケータイを手に握っていた事がある。	
5	電車に乗って座席に座ったら、まずケータイを取り出す。	
6	家を出てケータイを忘れた事に気づいたら、取りに戻る。	
7	毎日50回以上ケータイでメールを送る。	
8	毎日50回以上ケータイにメールが入る。	
9	来たメールには、どんな場合（内容）もすぐに返信する。	
10	好きな歌手の新曲はケータイでダウンロードする。	
11	料金定額制にもかかわらず、月10000円以上支払っている。	
12	腕時計は持っていない。（携帯電話が腕時計がわり）	
13	友だちと話していても、別の友だちからケータイにメールが入ったら見る。	
14	友だちと話していても、別の友だちにケータイでメールを送る。（返信）	
15	授業中、ケータイに入ったメールを見る。	
16	授業中、ケータイでメールを送る。（返信）	
17	ケータイでメールを送るのに100文字程度なら1分もかからない。	
18	ケータイ小説を読む。	
19	飲食店（マクドやファミレスなど）のクーポンはケータイでゲットする。	
20	目の前にいる友だちにメールをする。	
21	ケータイをお財布として使っている。	
22	一日一回はケータイのカメラで何か撮っている。	
23	携帯で登録、更新できる自分のホームページ（ブログ・プロフィール）を持っている。	
24	ホームページは毎日更新している。（サイトを持っていなければ×を）	
25	ケータイで書き込みをした事がある。	
26	家族と居る時でもケータイはすぐ側に置いている。	
27	家族で食事をしていてもケータイにメールが入ったら見る。	
28	家族で食事をしていてもケータイでメールを送る。（返信）	
29	着信がないのに、持っているケータイのバイブが振動したように感じる。	
30	緊急性のある連絡はケータイメールでとる。	
<p>回答欄の○を2点、△を1点、×を0点として、合計点を出してください。</p>		
合計得点		点

合計得点が50点以上のあなた

ケータイ依存度重症

あなたは立派な依存症。このままでは危ない。こんな使い方を続けると、大変なことに。身も心も・・・てなことになる前に、使い方を改めよう！！

合計得点が40～49のあなた

ケータイ依存度重症予備軍

このままでは危ない。こんな使い方を続けると、近々ケータイ依存症。使い方を改めよう！！

合計得点が30～39のあなた

ケータイ依存度中程度

こんな使い方を長く続けると、そのうち予備軍へ。使い方を見直そう！

合計得点が11～29のあなた

ケータイ依存度軽症

今のところは大丈夫かもしれないが、油断は禁物。これ以上、ケータイに頼った生活をしないように要注意！

合計得点10点以下

ケータイ依存度ゼロ？

うまくケータイを使いこなしているようです。ケータイに使われないように！

3-2-3 ケータイ依存に意見や感想

意見、こんな質問があれば

- ・ ゲームに関する設問は。
- ・ SNS やミクシーも含めれば。
- ・ 友達のところを彼氏（彼女）にすれば
- ・ 自転車に乗っているときメールしていますか。
- ・ 歩きながらメールしますか。
- ・ 家族はケータイを持っているか。
- ・ 持ち始めた年齢は
- ・ 友達と居る場合、先に友達に着信があり、友達が出て、次の自分はどうするか

感想

- ・ 合計点とかで自分の依存症がわかっておもしろかった。
- ・ ケータイは必要、でもマナーは守ってちゃんとした使いかたで。
- ・ 自分がどれだけケータイを使っているかわかった。いろいろ納得したし、これから見直そうと思った。
- ・ ケータイとか便利なものはできるだけ利用したほうが良い。
- ・ 身近な問題で、危険性も感じる。ケータイは必要だけれど、危険なものなのでもっと勉強すべき。
- ・ あらためて質問されると、やっけていても今思えばあかんかなって思うことがあった。
- ・ いろんな人とケータイで繋がっているの、ケータイなくなったら生きていけない。

Chapter 3 生徒啓発HR資料

- ・ ケータイに依存していると思う。常にいじっているし、ちょっと使いすぎかなと思う。視力も落ちてきてるし。(42点)
- ・ 昔はもっとケータイに依存してけど、ちょっとましになった。
- ・ ケータイは誰にもとめられない。自分で注意するしかない。
- ・ メールとかより、話すのが一番。
- ・ 基本は誰かと一緒にいるときは、ケータイをなるべくいじらないようにする。
- ・ 答えにくかった。
- ・ ケータイは必要や、人と人とのつながり。
- ・ ケータイは会話で充分。
- ・ 先生は古いねん。メールも内容によって変わるで。
- ・ 人の使い方もわかって情報交換としても良かったです。



3-3 サイレントトークについて

3-3-1 指導案

1. ねらい

現在、生徒たちの間に携帯電話が普及し、携帯電話を通しての文字によるコミュニケーションが増加し、日常的な出来事や伝えなければならないことも携帯メールですませてしまう生徒が増えている。そのために、Face to Faceで自分のことや要求を伝えることが苦手になっている。生徒たちは、絵文字を使って、相手にできるだけ心情や機微をわかってもらえるように工夫するような思いやりを持っている。

現実場面において、Face to Faceで相手に自分の話を伝えることができれば、より良好な人間関係を作ることができるであろう。このワークでは、話をしっかり伝えること、聞くことをねらいとする。

2. 本時の目標

この教材によって、聞き手は、しっかり話し手の顔をみて話し手の話を聞く力を養う。また、話し手は、相手に自分の話を伝える話し方や話し手に見られながら話すことを体験する。

3. 方法

話し手は、話しているつもりで、声を出さず、口を正確に動かして内容を伝えようとする。聞き手は、話し手の口元や表情に注目して、何を言おうとしているのかを読み取る。(もちろん指さしたり、ジェスチャーをしてはいけない。あくまでも話している顔をみて)

4. 指導上の留意点

教職員集団が、事前にワークを体験してみることが大事である。

ワークにある時間設定は、あくまで一例である。学校の実情にあわせて、短縮バージョンを他のワークの導入に使うなどのアレンジも可能である。

ワークが成功しない場合もあるが、振り返りを大事にすることを教職員で確認しておきたい。

5. サイレントトーク

学習活動	教員の支援
導入 (10分) アイスブレイキング	アイスブレイキングを使って楽しい雰囲気の中で、二人組を作る。
サイレントトーク (二人編) (10分) サイレントトークとは 話し手 声を出さずに話をする事。 実際に声を出しているつもりで口の形を正確に動かして伝える。 聞き手 しっかり話し手の顔をみて、話し手の口元や表情に注目して、話し手が何を言おうとしているのかを読み取る。 サイレントトークを始める。 「私の名前は〇〇です。」 「私の星座は〇〇です。」 「好きな季節は〇〇です。」	二人組を作ったところで、サイレントトークについて説明する。 (学習活動にサイレントトークの説明あり) B6サイズ程度のメモ用紙を各自4枚ずつ配布する。 サイレントトークを次の言葉の順番に行う。(学習活動欄参照) 話し手は、〇〇の部分が伝わるようにサイレントトークを行う。話し手のいつていることがわかったら、話し手にわからないように、〇〇の部分をメモ用紙に記入する。 2から3回話し手が話したら、あつてい

<p>「好きなスポーツは〇〇です。」 「好きな色は〇〇色です。」 「好きなフルーツは〇〇です。」 「好きな食べ物は〇〇です。」 「好きな花は〇〇です。」 「私を動物に例えると〇〇です。」 メモを見せて、話し手に確認する。</p>	<p>たかどうかを話し手に確認させる。話し手と聞き手は、一回ずつ交代する。(それぞれ4回ずつ) 支援者は、話し手や聞き手になってどうだったかを何人かに聞いてみて、その感想をくり返して教室で共有する。</p>
<p>サイレントトーク (グループ編) (10分) 一人一回ずつ二人編で使ったものと同じ例で話し手となる。8人グループとなったことで距離が離れるので何回か繰り返し話し手は話をする。 メモ用紙に、〇〇の部分を入力する。 〇〇の部分を一斉に聞き手に示し、話し手は、何といったのか発表する。</p>	<p>二人組を4つ集めて8人組を作って、円になってサイレントトークを行うように指示する。 メモ用紙を配布する。(一人7枚) 感想を聞き、次はクラス全体で行うことを伝える。</p>
<p>サイレントトーク (クラス編) (10分) グループの代表者が前に出て、サイレントトークで話す。 わかった人はいるかたずね、当てて何といったかを聞き手に答えさせる。</p>	<p>8人組のグループの中から一番よく伝わった話し手を代表者として一人ずつ選んで、今度はクラス全員に対してサイレントトークで話す。 クラスの雰囲気を見て、誰もわかっていないようならば、何回か話し手に話させる。 前に出て話してくれた生徒にどんな感じだったのかを質問する。</p>
<p>まとめ (10分) 「話し手となってどうだったのか?」「聞き手となってどうだったのか?」 このアクティビティ HR の感想をまとめプリントに記入する。</p>	

6. 担任によるまとめ

前で話してくれた生徒の中には、こんなにみんなから注目されるという経験がなく驚くものも出てくるだろう。また、聞き手の生徒の中には、話し手の顔をしっかりとみて話を聞くことを普段あまり行っておらずサイレントトークできない生徒もいるかもしれない。お互いに相手に話を伝えよう、相手の話を聞き取ろうと一生懸命がんばったら内容が伝わることを理解して欲しい。

話すとき、相手に自分の意志を伝えるためには、わかってもらえるようにはっきり発音することもとても役に立つ。早口ことばや朗読はとてもよい練習となる。

聞き手は、普段から、今日練習したように相手の顔を見て言葉をしっかりと聞くようにしよう。最初は、相手の顔を見ることが苦手な人もいるかもしれないが、今日の体験を生かして練習してみよう。

3-3-2 サイレントトークのまとめのプリント

サイレントトークまとめのプリント

話し手となって話してみてもうでしたか？

聞き手となってみてもう思いましたか？

感想

年 組 番

3-4 模擬プロフ「まさやんだよ〜ん」

3-4-1 指導案

携帯電話から、簡単に作成できる、ホームページ、ブログ、プロフの危険性等について学ぶ。まずは、担当教員が自ら作成したプロフの擬似サイトを、教員用のパソコンから生徒に提示し、それをもとに、問題点を指摘させ、web上の様々な問題を理解させる。そして、授業の後半で、プリントや、実際に中高生が被害にあった事件の例や、中高生が逮捕された例を挙げ、さらに理解を深める。

1) 具体の取組み

ねらい		
<ul style="list-style-type: none"> web上で情報発信すれば、世界中から閲覧できることを理解させる。 プロフ等で、個人情報やweb上で発信すれば、それを見た人間が、その個人を特定できる可能性のあることを理解させ、自分や知人、家族等の個人情報を守ることの大切さを理解させる。 web上の書き込みで、内容によっては人を傷つけたり、いじめの原因になったり、犯罪に発展する場合もあることを理解させるとともに、その匿名性から、発覚しないと思っても、警察が介入すると、誰が書き込んだのか等が、容易に特定されることを理解させる。 著作権的内容にも触れる。 教員も、プロフやブログについて、知っていることを伝える。 		
時間	流れ	指導上の留意点・工夫
導入(5分)	プロフ等の学習をすることを説明 知っているか、作っているか等問いかける	考査に出題することを強調する パソコンは電源を入れないことを伝える もし電源を入れれば、教員機からシャットダウンする
展開①(5分)	事前に作成したプロフを教員のパソコンから見せる コメントをつけながら、内容を説明する	全体に発問し、答えが返ってこなかったら、指名して答えさせる
②(5分)	そのプロフの問題点を指摘させる	流れの中で、感想を聞いてみる
③(5分)	中高生がネットに関わって巻き込まれた事件の記事のwebページを教員のパソコンから見せる	流れの中で、感想を聞いてみる
④(20分)	プリントを配布し、穴埋めの解答を具体的な説明を加えながら行う 特にねらいとなっている部分について説明の中で強調する	生徒の知っている内容も多く、生徒の反応を見ながら、発問や声かけを行い、常に集中させておく
⑤(5分)	中高生がネットに関わった事件で逮捕された記事のwebページを先生のパソコンから見せる	流れの中で、感想を聞いてみる
まとめ(5分)	web上で情報発信すれば、世界中から閲覧できることと、その内容によっては人を傷つけたり、いじめの原因になったり、犯罪に発展する場合もあること、さらに、警察が介入すると、犯人が特定されることを強調する 教員も見ていることをわからせる プロフやブログを奨励しているのではない事も、必ず伝える	プリントの取り扱い 考査についての説明

Chapter 3 生徒啓発HR資料

2) 子どもの反応・感想等（生徒の文章そのままの表現です）

- ・ 私も自分の blog を持っています。確かに世界中から見ることができますが、別にみんなもやっているし、事件に発展することはないだろうと思ってました。でも、この授業をして、ちょっと怖くなりました。
- ・ 私もホームページを作っているけど、やっぱりどこで誰が見ているか分からないから、本当に内容を考えて、気をつけていかなければならないなあと思った。
- ・ 私は今はHP は作っていないけど、昔に実際自分のHP の掲示板に人の悪口が書き込まれてて、その掲示板でケンカがおこったのでこわかったし、この授業を受けて、注意しないとイケない気持ちももっと強くなりました。
- ・ ブログやプロフなどは今まで簡単なものだと考えていたけど、この授業を受けて、ブログなどは少しミスをしたらとりかえしのつかない事になる事がわかったので、次から友達のブログなどにかかわるときは、しっかり内容を考えて関わりようにする。
- ・ 最近、まわりではブログが流行っていて、最近自分も始めたばかりで、何も気にせず友達に見せるつもりで書いていたけど、この授業うけてからすごくこわくなってできるだけひかえめに書いてたのしめるようになったので、ほんまによかったと思った！！
- ・ 普段何も考えないでやっているが事が、いじめや暴力事件に連がって大変な事になるのを感じかされた。
- ・ 誰が見ているかわからないホームページやブログに個人情報のをせるのは本当に危険だと思う。でも、一人一台や二台携帯を持っている時代だし、誰でも簡単にできることから、もう止めることは不可能だと思う。一人一人が考えて、危険をとまなうことをふまえてすることが大切だと思う。めったに暴行事件なんか無いと思うし、大丈夫と思うけど・・・。
- ・ まさやん先生のHP があるのがびっくりした。
- ・ 自分もブログをたてていて、顔写真やプロフィールには学校名なども記入しているので、非常に怖くなってきたので、消すことにします。載せ続けていたらあぶなかつたので助かりました。
- ・ 先生が必至に教えていたけれど、わざわざ教えなくても、大半の人は気づいているところもあったやろうし、知っていたことやろうと思いました。
- ・ サイトもしたことないし、ブログもプロフも何の略か全くわかっていなかったけど、授業で教えてもらって、ただの遊びで出来るもんじゃないなと思った。サイトが怖いものなんて知らなかったから、詳しく知れてよかった。
- ・ 私はホームページを持っていないけど、いろいろ知れて、ためになった。作ってなくて良かったとあらためてよかった。
- ・ 誰が見てるかわからんからこわい！！もしかしたら先生が・・・見てるかも！！
- ・ 匿名性やから何書いても大丈夫なんやろなって思ってたけど、特定できることに一番びっくりした。
- ・ あまりに当たり前すぎてつまらなかった。
- ・ プロフとかがそんなに危険なものとか考えたことがなかった。HP とかブログとかあったほうが楽しい。悪いことばかりじゃないと思う。
- ・ 自分も blog をしてて、この授業をしてて、自分も危ないんかなって思って気をつけるようにしてるけど、時間がたって blog を見返すとその時の自分を思い出せるし友達との思いでも残せるので blog はあきらまでやめようとは思いません。
- ・ 著作権とか、個人情報とか、気をつけないとあかんなあと思った。
- ・ わたしは blog をやっていないから危険なことがないと思ってたけど、もしかしたら友達のブログに私の顔や住所がのっていたらって考えたら少し怖くなった。
- ・ 悪口書かれた事もホームぺ荒らされた事も何度かあるけど、無視すればいいと思う。相手するとよけいに向こうはおもしろがって書いてくるし、ホームぺ消されてもまた作ればいいやって思う。

3-4-2 プロフの例

***まさやんだよ〜ん* 右のカッコイイやつだよ!**



【HN】

〇〇かわ まさ××(カッコいいマサヤン)

【性別】

男で〜す

【誕生日】

???年5月8日 プレゼントまってるよ

【星座】

おうし座 うしより豚が好き

【血液型】

オー型

【住んでいるところ】

枚方の北の東の方 自然もいっぱいあるで

【職業】

高校生 (DK) なぎさ くずはのマクドでバイト中

【身長】

170cm

【趣味】

パソコン、バイクでドライブ、サッカー

【特技】

ひたすら歩くこと

【髪型】

普通だけど カッコいいよ

【性格】

ひたすら優しい、そしてかわいい

【自慢なこと】

ヒゲ

【使っている携帯電話】

トコエのP905 090-5182-**** [masadaame@\\$\\$\\$\\$\\$.ne.jp](mailto:masadaame@$$$$$.ne.jp)
連絡ください

【好きな男性のタイプ】

カールおじさんと丸ちゃん

【好きな女性のタイプ】

このプロフィールを見ている。そう、あなたです。

【好きな言葉】

感謝、感謝、感謝

【好きな芸能人】

カールおじさん

【好きな食べ物】

カール、ギョウザ、ラーメン、すし、おにぎり

【嫌いな食べ物】

納豆、キュウリ、貝類

【好きな教科】

体育、英語

【嫌いな教科】

理科、情報

【好きなテレビ番組】

はねるのとびら、ホンマでっか!?TV、めざましテレビ

【好きな映画】

「アンダルシア 女神の報復」が見たい！！

【好きなスポーツ】

サッカー

【好きな音楽】

クラシック

【愛車】

みどりのママチャリ まさやん1号

【将来の夢】

ダンスや歌をマスターして、アイドルになること

【休日の過ごし方】

部活とバイト

【今一番欲しいもの】

彼女 いますぐでも

お金 バイト代はともかく親からのこづかいがへってん。親父

の会社の経営者変わって、何も悪いことしてへんのに、3年まえくらいから給料カットやねん。

ルールが変わって、競争激しなって、経営者のおっさんは、人気のない支店は、支店長も従業員も責任とれっていうてるみたいや。親父、頑張ってるみたいやけど。なんか、今の経営者はワンマンやっていうてるわ。

【今一番行きたいところ】

ここでは言えない うふ

【今一番やりたいこと】

ここでは言えない うふ

【よく使う路線】

京阪電車と京阪バスの長尾～樟葉間

【よく遊ぶところ】

枚方1号線沿いのラウンドワン 見たら声をかけてね
くずはモール
枚方ビブシ

【カラオケでよく歌う曲】

アンパンマーチ

【前世】

男前のまさやん

【生まれ変わったら】

男前のまさやん

【最近の悩み】

もてすぎかな？
それと、男前すぎなところ

【フリートーク】

みんな元気？？？ ところで、なぎさの〇〇科の××先生、厳しくてうざいよなあ。足短いし。どっかいったらええのに。それと、△△の※※先生、なんか最近調子乗ってるし、その上、授業ぜんぜんわからんし、なんとならんかなあ。みんなどう思う？

話は変わるけど、Jリーグ、セレッソうっとうしいよな。リーグ戦は弱いくせに、ACLの大阪ダービーだけ頑張りやがって。どうせ、次負けんのに。ガンバやったら優勝できたかもしれへんのになあ。かかってこいよ、セレッソファン！

3-4-3 プロフ指導の書き込み用プリント

情報 プリント（ブログ、プロフ）

最近、ホームページ「本来はウェブブラウザを起動したときに表示されるウェブページのこと」は、（ ）からHTML言語等、専門的知識がなくても簡単に作成できるサービスがある。このホームページ「中高生はホームペと呼ぶ場合が多い」にはブログ、プロフ、（ ）、（ ）、（ ）等が埋め込まれている。

ブログ（ ）とは、（ ）「weblog」を省略した言葉で、（ ）というような意味を持つ。ホームページの形式の一種で、（ ）感覚でつくられる場合が多い。おおまかには、作者がデザインなどをいちいち考えなくても、上から順番に（ ）が表示されていくホームページと考えられる。それぞれの記事に（ ）をはれる、記事ごとに（ ）を付けられる、といった特性をもつサイトを、ブログと呼ぶ場合が多い。

（ ）などの知識がなくても、文章を入力するだけで簡単にページが作れるツールやサービスが充実しているため、簡単にページの作成、更新が可能です。ブログの中には、（ ）などを扱ったものから、（ ）な日記やエッセイなど、さまざまなテーマ、内容のものがある。（ ）から投稿、更新が簡単にできるものも多い。特に、カメラつき携帯電話で撮った写真を載せたブログを（ ）という。これは、（ ）の略である。

プロフとは、主に（ ）で利用されている、自分の（ ）のページを作成できるサービスのことや、そのサービスを提供しているサイトのことをいい、「プロフィール」の略である。プロフは、サービスを提供している専用のホームページで、あらかじめ用意された項目に（ ）していくようにして作成される。好きな項目について記入し、多くの場合は（ ）などの（ ）を添付する。プロフは固有

の()によって()に公開されており、
ユーザーは()を教えあったり、
携帯端末の赤外線通信機能を使って()の感覚で友人
に紹介することができる。プロフに入力できる項目としては、()
() () ()
() () () など、非常に様々な項目が用意
されている。問題点としては、プロフには()
があり、上位にランクインするため、内容が()になって
いく危険性があつたり、他人の()や()
()を()載せているものや、
()に違法なもの「CD のジャケットの写真・歌の歌
詞を載せる等」がある。また、()の流出や
()の侵害、プロフページに設置された
()に()が書き込まれるなどの事態が
すでに起きており、()の原因になったページも存在す
る。そして、少年少女らの()に発展した例もある。
その()から、発覚しないと思われるが、警察等の機関
が捜査をすれば、書き込んだ当人等は、必ず()される。
ブログもプロフも、()で()されてお
り、()から見る事ができる。すなわち、自分の()
()が見ることもある。また、()をたどっ
て行けば、全くの()と繋がっていたりする可
能性が大いにある。単に()に教えるつもり
で情報公開をしているのではないということも考慮に入れて載せる
()を考えないといけない。

()年()組()番()

3-4-4 プロフ指導の書き込みプリントの解答

最近、ホームページ「本来はウェブブラウザを起動したときに表示されるウェブページのこと」は、(携帯電話) からHTML言語等、専門的知識がなくても簡単に作成できるサービスがある。このホームページ「中高生はホムペと呼ぶ場合が多い」にはブログ、プロフ、(掲示板)、(写真)、(リンク) 等が埋め込まれている。

ブログ (blog) とは、(ウェブログ) 「weblog」を省略した言葉で、(Web上に残される記録) というような意味を持つ。ホームページの形式の一種で、(日記) 感覚でつくられる場合が多い。おおまかには、作者がデザインなどをいちいち考えなくても、上から順番に (新しい記事) が表示されていくホームページと考えられる。それぞれの記事に (リンク) をはれる、記事ごとに (コメント) を付けられる、といった特性をもつサイトを、ブログと呼ぶ場合が多い。

(HTML) などの知識がなくても、文章を入力するだけで簡単にページが作れるツールやサービスが充実しているため、簡単にページの作成、更新が可能です。ブログの中には、(社会問題) などを扱ったものから、(個人的) な日記やエッセイなど、さまざまなテーマ、内容のものがある。(携帯電話) から投稿、更新が簡単にできるものも多い。特に、カメラつき携帯電話で撮った写真を載せたブログを (モブログ) という。これは、(Mobile blog) の略である。

プロフとは、主に (携帯電話) で利用されている、自分の (プロフィール) のページを作成できるサービスのことや、そのサービスを提供しているサイトのことをいい、「プロフィール」の略である。プロフは、サービスを提供している専用のホームページで、あらかじめ用意された項目に (記入) していくようにして作成される。好きな項目について記入し、多くの場合は

(顔写真) などの (画像) を添付する。プロフは固有の (URL) によって (Web上) に公開されており、ユーザーは (ホームページアドレス) を教えあったり、携帯端末の赤外線通信機能を使って (名刺交換) の感覚で友人に紹介することができる。プロフに入力できる項目としては、(名前) (誕生日) (性別) (血液型) (学校名) など、非常に様々な項目が用意されている。問題点としては、プロフには (ランキングサイト) があり、上位にランクインするため、内容が (過激) になっていく危険性があったり、他人の (メールアドレス) や (写真) を (許可無く) 載せているものや、

(著作権的) に違法なもの「CDのジャケットの写真・歌の歌詞を載せる等」がある。また、(個人情報) の流出や (プライバシー) の侵害、プロフページに設置された (掲示板) に (悪口) が書き込まれるなどの事態がすでに起きており、(いじめ) の原因になったページも存在する。そして、少年少女らの (暴行事件) に発展した例もある。その (匿名性) から、発覚しないと思われるが、警察等の機関が捜査をすれば、書き込んだ当人等は、必ず (特定) される。

ブログもプロフも、(Web上) で (公開) されており、(世界中) から見ることもできる。すなわち、自分の (知らない者) が見ることもある。また、(リンク) をたどって行けば、全くの (他人のサイト) と繋がっていたりする可能性が大いにある。単に (友達にだけ) に教えるつもりで情報公開をしているのではないということも考慮に入れて載せる (内容) を考えないといけない。

3-5 模擬ブログ「まどかのブログ」

3-5-1 指導案

1. ねらい

生徒たちは、ケータイを使って自分のブログや掲示板を開設している。お互いに、友達のブログを閲覧し、友達のブログからその友達のブログを閲覧している。生徒たちは、不用意に個人情報をブログや掲示板に掲載している場合も多い。一度掲載してしまった写真などを含めた個人情報は、たとえ削除しても、多くのサイトにコピーが残る場合が多く、完全に削除することは不可能である。このようにインターネットやコンピューターは情報検索が得意であり、検索サイトにキーワードを入力すれば、個人の情報が多く得ることができるということを理解させたい。ブログや掲示板に載せてもよい内容とは何かを考えさせることをねらいとする。

2. 本時の目標

教材の中で、極端に個人情報を掲載したブログを閲覧することで、その問題点を考えさせる。ねらいに記述したインターネットの特性を理解したうえで「知られてもよい情報」、「知られたくない情報」とは何かについて考える。

3. 方法

最初にインターネットに公開するつもりで、自己紹介やプロフィールカードを作成させる。そのあと、極端に個人情報が載っている「まどかのブログ」を印刷して配布するか、パソコン画面上で生徒たちに閲覧させ、「まどかのブログ」の問題点をグループで考えさせ、生徒に発表させるか、教員側から指摘をして問題点について全員で共有する。このときわからない用語があれば解説をする。問題点を共有したうえで初めに書いた自己紹介やプロフィールカードに問題がないかどうかを、グループを作って話し合わせ、チェックプリントの<「プロフ」の相互評価から学んだ点及び感想>を記入させる。そのあと、ねらいに記述したインターネットやコンピューターの特性を生徒に説明し、まとめのプリントの<個人情報の保護に関する学習>をグループで話し合いながら記入する。最後に、まとめの意味を込めてHRの感想を記入させる。

4. 具体的な取り組み

時間	生徒の活動	教員の支援
導入 10分	ブログについて学習することを説明する。 自己紹介、プロフィールカードを作成させる。	インターネットに公開するつもりで記入するように指示する。
展開 30分	「まどかのブログ」を読んで、問題点を考えさせる。	席の近い6人程度でグループを作らせ、問題点を話し合わせる。

		教員は、話し合っている間に机間巡視をして、生徒の質問に答える。
	<p>問題点を発表する。</p> <p>導入で書いた自己紹介やプロフィールカードをグループで発表し、プロフのついての相互評価・感想から学んだことを記入する。</p> <p>「知られてよい情報」「知られたくない情報」を話し合い、チェックプリントに記入する。</p>	<p>発表時には問題点を繰り返したり、板書して共有する。</p> <p>チェックプリントが記入できたところでインターネットの特性とコンピューターの特性について生徒に説明したあと、「知られてよい情報」「知られたくない情報」を記入させる。</p>
まとめ 10分	<p>特性の説明を聞いたうえで、感想を記入する。</p>	<p>最後に、一度インターネットに流出した情報は削除しても多くのサイトに残る可能性があり、完全に削除することが不可能であることと、インターネット上の情報は検索サイトなどを利用すれば個人の情報を多く収集できることを説明し、自分や周りの人の個人情報をみだりに出さないように指導する。</p>

5・補足

- ・自己紹介、プロフィールカードを作る際に、実際のホームページやブログ、SNSのページを参考にさせてもよい。
- ・自己紹介やプロフィールカードを記入以外に、実際のインターネット上のホームページやブログ、SNSのページを閲覧して、そのページの問題点を考えさせてもよい。
- ・個人情報を掲載することでどのようなことが起こるのかを考えさせることも有効である。
- ・「まどかのブログ」は学校の周りの危険な場所や、生徒たちがよく行く場所などのシチュエーションに書きかえればより効果的である。
 例) 非難する書き込みが集中していわゆる炎上状態になる。他人の情報を書き込むことで逆に書いた人物の個人情報が暴露される。
- ・検索サイトに先生の名前や個人の活動内容を打ち込むことで様々な情報が集まることを体験させるのもよい。



3-5-2 ブログの例

まどかのブログ

(((p(>o<)q)))いやあああ!!!

昨日は怖い人につけられそうになった!!!

でもね、今日塾帰りに剛志君と一緒に帰ろうって誘ってくれたの。

剛志君のおかげで今日は怖い人も来なかったし。

剛志君は最近急に二宮クンに似てきて気になってたんだー。

このblogを読んだのかな。。？

2007年05月07日 [カテゴリ : 標準] トラックバック(0) コメント(0)

バトン! (バトンとは、用意された質問に答える自己紹介的なもの)

このブログを見た人は絶対答えること!

Q1、あなたのなまえは？

いや、さすがに・・・ひみつ

Q2、あなたのあだ名は？

まどか

Q3、誕生日は？

1991年11月22日

Q4、好きなタイプは？

二宮和也クン!!!!かわいいし!

Q5、お気に入りの店は？

マイカル茨木のマザーガーデン

Q6、今したいことは？

デート!!加奈と。。。。

2007年04月20日 [カテゴリ : 標準] トラックバック(0) コメント(1)

はいはい。つきあってあげるよ。

[2007/04/20 19:57] Posted by [加奈](#)

今日は熊ゼミが遅くて

熊ゼミ茨木校からの帰り道は、加奈と一緒に帰ってるんだけど、

分かれてからの道が暗くて怖い。

誰か一緒に帰ってくれないかな。。。

2007年04月18日 [カテゴリ: [標準](#)] [トラックバック\(0\)](#) [コメント\(1\)](#)

夜の茨木駅のガード下って怖いよね。。 なんかへんな人が居るとかって噂だし。

[2007/04/20 16:47] Posted by [加奈](#)

フラレタ

だーいすきでだーいすきな男の子に勇気を出して告白してフラレ。。。

最近更新無かったのは凹んでたから。。。

2007年04月13日 [カテゴリ: [標準](#)] [トラックバック\(0\)](#) [コメント\(0\)](#)

うらやましー

今日は、加奈を誘おうとおもったけど、彼氏と待ち合わせなんだって。うらやましい。。 だれか誘ってよ

2007年04月07日 [カテゴリ: [標準](#)] [トラックバック\(0\)](#) [コメント\(0\)](#)

雷!!!

入学していきなり雷!

学校の前の木に落ちて、うちの学校が夕刊の記事に載ってたよ!

みんな見てみて。

2007年04月04日 [カテゴリ: [標準](#)] [トラックバック\(0\)](#) [コメント\(1\)](#)

これでちょっと春日丘高校がメジャーになったね。 今日テレビにも映ってたよ。

[2007/04/6 16:48] Posted by [加奈](#)

はじめまして。

ブログをはじめてみましたウーイ♪☆彡(ノ▽)ノ☆彡(ノ▽)ノ☆彡(ノ▽)ノ☆彡ウーイ♪ 一体どんなコメントがくるのかな

2007年04月01日 [カテゴリ: [標準](#)] [トラックバック\(0\)](#) [コメント\(0\)](#)

3-5-3 チェックプリント

「プロフ」作成と個人情報の保護

①「まどかのブログ」の問題点

②<「プロフ」の相互評価から学んだ点および感想>

③<個人情報の保護に関する学習>

(1) もし、自分が作成した「プロフ」がインターネット上に掲載されるとしたら……

* 「知られてもよい情報」「知られたくない情報」「絶対に知られたくない情報」の3つに分けて話し合い、その結果をまとめる。

知られてもよい情報	知られたくない情報	絶対に知られたくない情報

④感想

年 組 番

3-6 「ケータイマニュアルを作ろう！」

3-6-1 指導案

1. 本時の目的

現在、高校生のケータイ所持率は非常に高い。高校生が巻き込まれるケータイをめぐるトラブルや被害は後を絶たない。いたずらメール、ケータイサイト、掲示板などでのトラブルなどである。生徒たちが簡単にケータイで作るホームページでも誰でも見られるということを理解できていないことからトラブルが起こっている。

本時のHRでは、ケータイ・電話番号・メールアドレスの上手な使い方や便利な機能について自分の体験からケータイ初心者に教えるマニュアルを自分たちで作ることで、ケータイの上手な使い方やトラブルに巻き込まれない知識を身に付けさせる。

2. 留意点

本時の目的でも書かせていただいたが、ケータイは単に電話ではない。そういう意味で、携帯電話と書かず、あえてケータイと表現した。ケータイはメールもでき、インターネットもできるきわめてパーソナルな情報端末となっている。ファシリテーターはこの点に留意して、生徒にケータイマニュアルを作成させる。

3. 本時の活動

	生徒の活動	指導の留意点
導入	ケータイについてのアンケートを取る。 (携帯を持っているか。利用目的。1ヶ月の携帯利用料金など)	ケータイについてアンケートを取ることで意識付けを行う。
展開	6人～7人1班に分かれ、司会と記録を決め、携帯の使い方について初心者に教えるためのマニュアルを作る。 ・ 作ったマニュアルは、プリントにするように、まとめさせる。 ・ 準備物 メモ用紙 清書用紙 筆記用具	話し合う内容は、 ・ はじめて使う時まずどうすればよいか。 ・ 自分が使っていて便利な機能はどんなものがあるか。 ・ メールアドレスや電話番号の管理はどのようにすればよいか。 ・ 使っていて不安に思うこと。(問題を起こしえる可能性について) ・ 被害にあったらどうすればよいか。 について話し合うように指導する。
まとめ	作ったマニュアルについて司会から発表する。	発表後、清書用紙と最初にとったアンケートを回収する。

4. HR 事後指導

携帯を使用するマニュアルとアンケートを回収し、ケータイの使用傾向について分析をする。使用傾向をアンケートから分析し、生徒の作ったマニュアルとともに生徒への事後指導を行う。

3-7 ケータイのええところ・あかんところ

携帯・ネットにかかわる問題 WORK 指導案・配布資料



『ケータイのええところ・あかんところ』

＝初めてケータイを持つ小中校生へのアドバイスづくり＝
＝

1. ねらい

- ① ケータイの使用について考えることは、ネットモラルの向上や他者を気遣う優しさが大切であることの再確認、また、ネットに潜む悪意の存在を認識するなど意義が多い。
- ② K J法を活用したワークショップを通じて、ケータイというものを客観視し、善し悪しや危険性などを分析しまとめる作業に、集団で取り組むことができる。ケータイの長所や短所を理解し、その価値観を共有するなかで、健全なケータイ使用者、ネット参画者になるよう成長を促すことをねらいとする。
あえて小中学生向けのアドバイスづくりという状況を設定することにより、危険性の認識が浅い年代者の立場に立って、自らのケータイ利用の在り方を深く検証するように指導したい。

2. 対象生徒

入学年次（LHR 50分×2コマ）

3. 使用資料等

- ・「ケータイのええところ・あかんところ」
- ・記入カード（「○カード」と「△×カード」）
- ・班討議まとめカード、○ワークの振り返りシート

4. 留意点

- ・良い点と悪い点と同じ内容のこともあり得る。
- ・最終的には、生徒たちの後輩である、「はじめてケータイを持つ」小中学生向けのアドバイスとしてまとめる。
- ・ワークショップの形態により、集団として正しくケータイを活用する必要性に気づきやすくする。

5. 児童生徒の反応

- ・積極的、主体的にワークに取り組む生徒が多く、概ね好評であった。

※パーソナルメディアであるケータイ ⇒ 潜む問題点・危険性をクラスで明らかにする ⇒ ネットの特性やモラル・ルールの必要性などをクラスで共有する

※後輩のために分析 ⇒ 自分の状況をチェック・反省 ⇒ 集団としてまた個人としても“正しくケータイを活用する”ことの重要性に気づく

6. 指導の概要

第1時 内容

学習活動（時間）	支援（指導上の留意点）
<p>本時の導入（8分） ●班分けを行う＜6人から7人の班＞ ☆班長を決める＜立候補等＞</p>	<p>ケータイの長所と短所を認識し価値観を共有するという趣旨の徹底。 ※ 班を板書⇒机の移動</p>
<p>カードにケータイの長短に関する意見やアイデアを記入（15分） ●プリント（p.4）の配布 ☆ K J法のルール・流れについて説明。 ☆ ケータイの長所と短所について意見を出し合うというテーマについて説明。 ☆ 班長に「○カード」「△×カード」配付、☆班長が班員にカードを配付 ケータイの良い点（役に立つ、便利、お薦め など） ⇒○のカードに記入 悪い点（注意が必要、リスク、怖い経験 など） ⇒△×のカードに記入 ▶ 具体的な事例や友人の経験の紹介などもOK ▶ ケータイを持っていない、使用していない人も、使っている家族友人からの話や問題になって取り上げられている情報などから、思うところを記入する ▶ 1人10枚以上記入するように指示する</p>	<p>※ 担当の教職員がまとめた「ケータイの長所と短所」を配付または説明してもよい。 ※ また、アンケート集計などのデータや問題事象に係る新聞記事等の紹介をしてもよい。</p>
<p>各班で一人一人が発表（15分） ●班討議 ☆ 各班に書記係1名を選ばせ、「班討議 まとめ カード」（p.6上）を配付 ☆ ○のカード△×のカードを紹介する形で一人一人がケータイの良し悪しについて発表する。 ☆ 書記が各班員の意見についてメモを取る</p>	<p>※ ブレーンストーミングの4原則について再度強調。 ※ 班長に司会進行を促す。 ※ 全員が発表できるよう、班長は配慮すること。</p>
<p>グループ化1（12分） ●K J法ステップ1 ☆ 真中に横造紙を置きケータイの長所と短所について記入した○のカード×△のカードをそれぞれ広げ、同じような内容であると思われるカードをまとめていく。カード枚数が多い場合には、ハサミで余白を切り取る作業も入れる ☆ 分類分けしたカードを輪ゴムでくくり、書記のまとめたメモと併せて提出</p>	<p>※ 時間がなければ2回目に回す。</p>

第2時 内容

学習活動（時間）	支援（指導上の留意点）
グループ化1のつづき（10分） ●K J法ステップ1のつづき ☆班の体型に机移動、前回の復習として共有できたケータイの長所と短所について班長が確認する ☆模造紙を真中に置き、半分に仕切る（○と△×の2つのコーナー） ☆カードを広げ、グループ化作業に入る	※模造紙とマーカー糊を配布する。 ※メモを書記に返す。 ※作業に参加しない生徒を指導する。
グループ化2（15分） ●K J法ステップ2 ☆ケータイの長所と短所のどういう点に着目したグループニングなのか、言語化して確認し合いながら、徐々にグループ化し、各グループをラインで囲む ☆グループに表題を付ける作業を班員全員で行う ※グループ間の関連性や留意点などコメントを書いてもよい	※模造紙には学年組班番号各自の名前（ニックネームでも良い）を記入 ※ケータイに関連したイラストなど書かせてもよい。
各班プレゼンテーション（20分） ●各班からプレゼンテーション ☆プレゼンの準備。「プレゼンシナリオ」（p.6下）の用紙を活用し、発表の各係を決め、発表内容の原稿を作成する ☆模造紙を教卓横で広げ、各班のプレゼンターが発表する（各班2分以内）	※時間を計り、スムーズに展開させる。 ※ケータイの長所と短所について明確に伝えるよう促す。
まとめ及び各班に宿題提示（5分） ●まとめ ☆担当者から各班及び全体に評価コメント。生徒の発表の中では、触れられなかったケータイによる人権侵害にかかわる問題点等があれば、説明する ☆全員に「ワークの振り返りシート」（p.6中）のプリントを配付して、感想を書かせる（宿題）	※グループ別討論をして共有するのもOK。

7. 上の指導案の変化応用バージョン

- ① 情報の授業の場合⇒最後にパワーポイントで各自にプレゼン資料を作成させる。
- ② プレゼン内容をまとめて、小中学校の子どもたちが使える「ケータイマニュアル」を完成させる。
- ③ 実際に小学校や中学校の生徒に、先輩として「ケータイ利用で気をつけないとアカンところ」をプレゼンする、等。



1年ケータイモラル指導 =生徒配布プリント=

『ケータイのええところ あかんとこ』

ーブレインストーミングとKJ法を活用してー

【1】はじめに

現在、大阪府の高校でも、全国でも、約95%を超える生徒がケータイを持っています。大半の人は「ケータイを便利なもの、役立つもの、楽しいもの…」と捉えています。たしかに、便利です。しかし、ネットいじめの温床になったり、長時間使用で、学校の勉強がおろそかになったりと、問題も多く、中には犯罪に巻き込まれたりするケースもでてきています。

ケータイは個人が持つものです。しかし、ネットワークに接続して使用することのできる特性から、友達関係、クラスや学年、部活動、小中学校時の友人、そして、その友人、そのまた友人と広がりのあるコミュニケーションツールにもなります。

今日は、そんなケータイの良いところと悪いところをお互い出し合って、ケータイの使い方について、自分たちなりのルールを作ってみましょう。

【2】授業の準備

- ① 6～7人のグループ(班が6つ)に分かれる。机を移動して、班ごとに作業しやすくする。
- ② 司会進行役(班長)を選出する。立候補があればその人にやってもらう。

【3】本日のテーマ(題材)ーケータイについてー

★ケータイの役立つところ(良い点)と
ケータイを使う上で気をつけた方が良くと思うところ(悪い点)★

良い点・おすすめのところ	悪い点・気をつけなアカんとこ
こんな機能がこんな時便利	こんな目に会った話を聞いた
こんな時役立つ	便利だけど、注意が必要
生活が変わった	危険が潜んでいる
友人関係が良くなった	いじめ 犯罪 の温床

などの面で、カードには具体的に書いてください。

※自分の体験や身近な人の話などから考える。ケータイを持っていない人も、想像したり、身近な人の情報から気軽にカードに記入する。

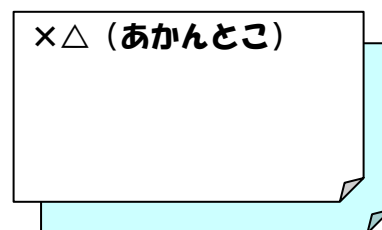
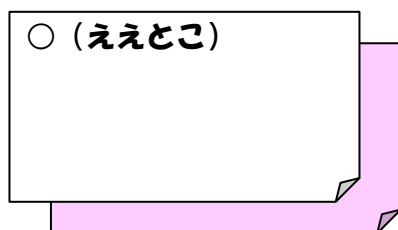
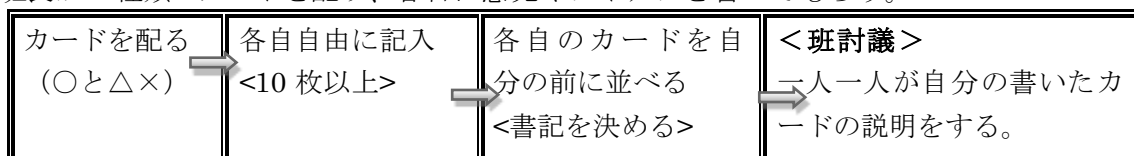
※最終的には『ケータイを初めて持つ小中学生にケータイ使用の注意書(ケータイ使用マニュアル)を作成してあげる』ことを目標とする。

【4】話し合う方法について

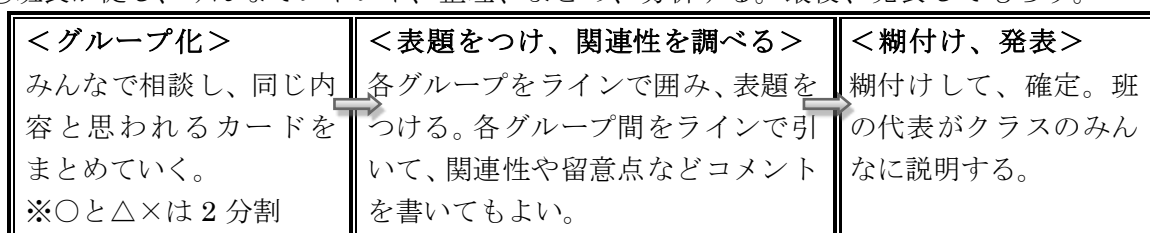
BS・KJ法とは	BSの4原則
ブレインストーミングは、新たなアイデアを生み出すための方法の一つ。 KJ法は、ブレインストーミングなどによって得られた発想を整理し、問題解決に結びつけていくための方法です。KJ法という呼び名は、これを考案した文化人類学者、川喜田二郎氏のアルファベット頭文字からとられています。	① 「質より量」：できるだけ多くのアイデアや意見を出すようにする。 ② 「どんな意見も歓迎」：自由奔放なアイデアや意見、見当違いなアイデアや意見を歓迎する。 ③ 「批判しない」：批判することによって、よいアイデアが出にくくなる。 ④ 「出されたものの改善や組合せもOK」：他人の意見に触発され連想を働かせ、あるいは他人の意見に自分のアイデアを加えて新しい意見とするのもOK。

【5】さあ、始めよう

①班長が2種類のカードを配り、各自に意見やアイデアを書いてもらう。

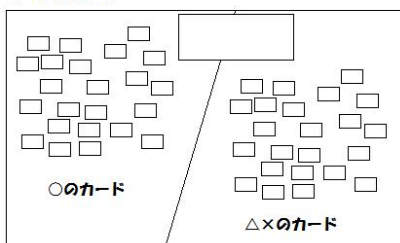


②班長が促し、みんなでワイワイ、整理、まとめ、分析する。最後、発表してもらう。

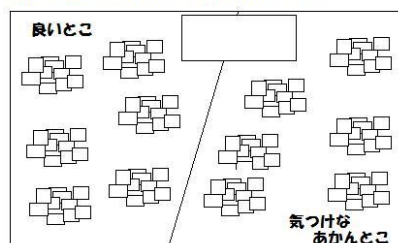


- ※初めから大きくまとめる必要はない。徐々にまとめていく。
- ※1枚だけのカードがあってもよい。
- ※表題とは＝グループの内容を簡潔に表す“見出し”のこと。
- ※関連性や留意点などは、良い点・悪い点をまたがってよい。

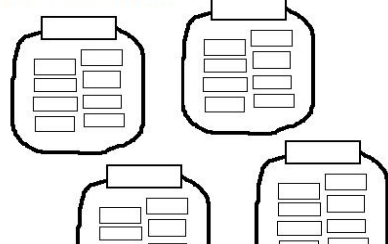
カードを並べる



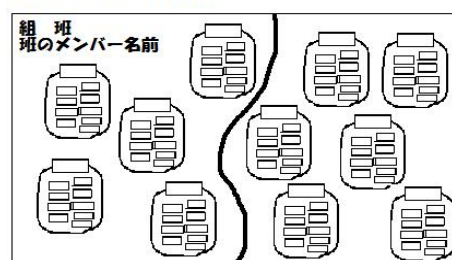
グループ化する 小グループから大グループへ



各グループに表題を付ける



各グループに表題を付ける



【6】各班プレゼンテーション

各班で発表の各係を決め、『ケータイのええところ、あかんところ』について、模造紙を活用しながらプレゼンする。

【7】各班で冊子作りをする <宿題コーナー ※プレゼン資料の作成>

この2時間で取り組んだワークを振り返ってみよう。初めてケータイを持つ小中学生に紹介するための配布冊子を作ってみても良いのでは？



班討議 まとめ カード

年	組	班	班長：	書記：
---	---	---	-----	-----

班員	○ ええとこ	△× あかんとこ

ワークの振り返りシート

年	組	番	名前
---	---	---	----

- | |
|------------------------------------|
| 1. あなたは、今回のワークで、どんなことに気づきましたか？ |
| 2. 個人がケータイを活用する上での課題は何だと思えますか？ |
| 3. 社会として、「ケータイ問題」にどう取り組むべきだと思えますか？ |

プレゼンシナリオ

_____ 組 班

係	司会導入係： ええとこ発表者： あかんとこ発表者： まとめ発表係：
分析	ええとこ： あかんとこ：
まとめ	初めてケータイを持つ人へのアドバイス

評価の観点 ①資料(模造紙)の出来具合 ②分析 ③分かりやすさ ④まとめ、結論の提示
⑤話し方や動作 ⑥班全体として取り組めたか など

4-1 事象が発生したときの対応

1. 発生前に必要なもの 相談できる信頼感のある学校づくり

まず、学校ないしはその学年年次に、生徒の悩みをしっかりと聞こうという雰囲気があることが重要である。「生徒と寄り添う」という言葉でピンと来るだろう。

現在、ICT環境下における人権侵害事象は、子どもたちの間では日常茶飯事となるほど頻繁に起こっている。「いじめ」事象と同じだが、「本校にはこのような事例はありません」と胸を張って言える学校などは存在しないといっても過言ではない。要は、学校または教職員が把握しているかどうか、なのである。

絶えず生徒の話聞き、生徒の行動や表情にアンテナを張り、何かあったとき、敏感に感じ取ることのできるアンテナを磨いておかなければならない。その上で、学校の信頼度を更に増すためには、明確な方針を持ち、生徒を守り、育てる観点のある学校であることを、生徒や保護者に伝えることが大切となってくる。

最近はやりの言葉として「アカウントビリティ」という言葉がある。これは、全ての指導の目的を明確化し、しっかりと子どもや保護者に伝える「説明責任」のことを指す。この説明責任を意識した学校づくりこそ、生徒や保護者から信頼を勝ち得る大切なことである。ここがしっかりしていないと、肝心の生徒の信頼は失われ、教職員に相談に来たり、本音を語る生徒そのものが減ってしまい、事態に対処することができなくなる。「知らぬは先生ばかりなり」という状況が生まれてしまうのである。

相談に乗る場合、まず子どもが最初に相談に来る教職員は、その段階で信頼している教職員のところである。この場合、担任でない場合も多い。基本は「しっかり話を聞き、受けとめる」というカウンセリングマインドが大切となる。このことは、単に匿名の書き込みやメールなどの処理だけに限らず、閉鎖的な SNS や、教室での「いじめ」に対する対応でも大切なことであることはいままでもない。

2. 抱え込まない 投げ出さない

相談を受けた教職員は、自分が信頼されていることを肌で感じるが、逆に「自分が何とかしなければ」という心理が発生する。これが「抱え込みの心理」である。確かに「負けない、自分で何とかする」という責任感は重要ではあるが、ややもすると、独善的指向に陥り、事態をより困難な状況に陥らせることがある。このようなときには臆さずに他の教職員と連携をすることが重要である。なお、「個人情報保護に関する法律」や「大阪府個人情報保護条例」は、実施機関内（つまり学校内）で指導やその人を保護するために情報を共有することは禁じていない。

この場合、最初に相談を受けた教職員は、他の教職員にその対応を任せてしまわないようにすることが大切である。「Aさんの件は〇〇さんに任せる」ではなく、「Aさんの件は〇〇さんと共に行動する」というスタンスを持つ方が効果的な対応ができる。他人に振ると、「あの先生から見捨てられた」「あの先生は逃げた」という心理

Chapter 4 事例発生時の対応

が子どもに発生するケースが多く、こちらが万全の体制を作っても、本人が学校を信用しなくなる場合がある。

3. 発生時の校内体制

次に、案件発生の場合設営すべき校内組織について述べよう。

A 高校の誹謗中傷事例に関わる検討会議 構成員

校長 教頭 生活指導部長 人権教育推進委員長 当該担任 当該学年主任
当該学年生指 情報部 相談係 最初に相談を受けた教職員

ここでポイントとなるのは、

- ① 被害者に寄り添う人（担任または相談を受けた人）
- ② 保護者と連携をとる人
- ③ 生徒や保護者に啓発を行う人
- ④ 外部の公的機関と連携をとる人
- ⑤ ICT環境に強い人

学校の校務分掌はそれぞれ違いがあり、一概にいうことはできないが、以上①～⑤がプロジェクトに関わることが大切である。

次に、いたずらメールや掲示板の誹謗中傷の書き込みは、単純ないたずらでは済まない事象である。まず、人権侵害事象であることは明らかである。人権教育セクションは当然入ることになるし、誹謗中傷が刑法に規定のある犯罪（第230条（名誉毀損）231条（侮辱））であり、いたずらメールは威力業務妨害や強要未遂が立件できる可能性があることから、加害者が子どもの中にいる可能性も含めて生活指導セクションが入るのも当然である。

しかし、誹謗中傷の書き込みが差別的な書き込みだからといって、そのことに懲戒をかけるのは早計である。刑法事例となる行為そのものについての懲戒と、内容についての人権感覚の指導やケアとは別のセクションが担当すべきである。

4. 情報の共有

組織を作った上で次に行うべきことは、情報の共有である。その生徒（被害者も加害者も）と関わる可能性のある教職員は、情報を共有しないと、指導が行えない。被害者についても、加害者についても、人間関係をうまく結ばずに行為に至っている場合が多く、事件発生後にそのケアは長く続けなければならない可能性があるため、速やかに情報の共有をはかるべきである。

5. 学校の仕事 一生徒のフォローと啓発活動

このような事例では、学校が担うべき部分は、被害を受けた生徒や保護者へのアドバイス、さらに警察や法務局などの公的機関との連携、が不可欠になる。さまざまな業務の中でとりわけ学校として独自に取り組むべきことは、「フォローと啓発」である。

① フォロー

生徒のフォローは、主に被害者のフォローがメインになってくる。が、加害者にもフォローが必要である。人間関係がうまく結べない結果、誹謗中傷の書き込みに走る生徒が非常に多いので、人間関係構築のフォローが必要である。人権や保健・相談のセクションからのアドバイスを受けながらフォローしていくことが必要だろう。

I C T環境上で誹謗中傷を行ったり、心を傷つける書き込みを行ったりする事例は、その行為そのものが犯罪的行為である。しかし、そのような行為をする子どもたちの動機やメンタリティにはさまざまなものがある。指導の時、行為に至るまでの過程や心理的背景があるのかを知ろうとせず一律に指導してしまうと、かえって逆効果となる場合もある。

従来の差別落書きも、I C T落書きも、その行為を行う子どもに共通する点は、「人間関係をうまく結べない」ことだろう。他人とコミュニケーションを取るとき、人の悪口から他人の注目を浴びようとしたり、面と向かって自分の気持ちを素直に伝えることができなかつたりと、コミュニケーション能力の不足が一番の原因と考えられる。

また、この行為を行う子どもたちの共通点として、その匿名性を利用して自分を隠し、相手に心理的打撃を与えようとしていることだろう。攻撃を受ける側は、相手が見えないために必要以上に恐怖心が増大する。非常に卑怯な手段であるものの、その手段を使う人間がもともと極悪非道な人間であると単純には言い切れない場合がある。次に書き込みをする心理を見てみよう。

特定の個人を攻撃対象にして、その人の悪口に共感する人間と関係を作ろうとするパターンから書き込む場合がある。仲間作りの手法を多く知らない結果、このような書き込みをするのである。または、仲良しグループを離れようとする人間を攻撃して組織防衛を図ろうとする場合もある。

また、教室内、あるいは仲間うちで弱い立場にある人間が、正面から抗議できず、匿名の書き込みで攻撃を加えようとする場合もある。特別指導等を行う場合と行った後のメンタルケアにとりわけ慎重さが必要なパターンである。

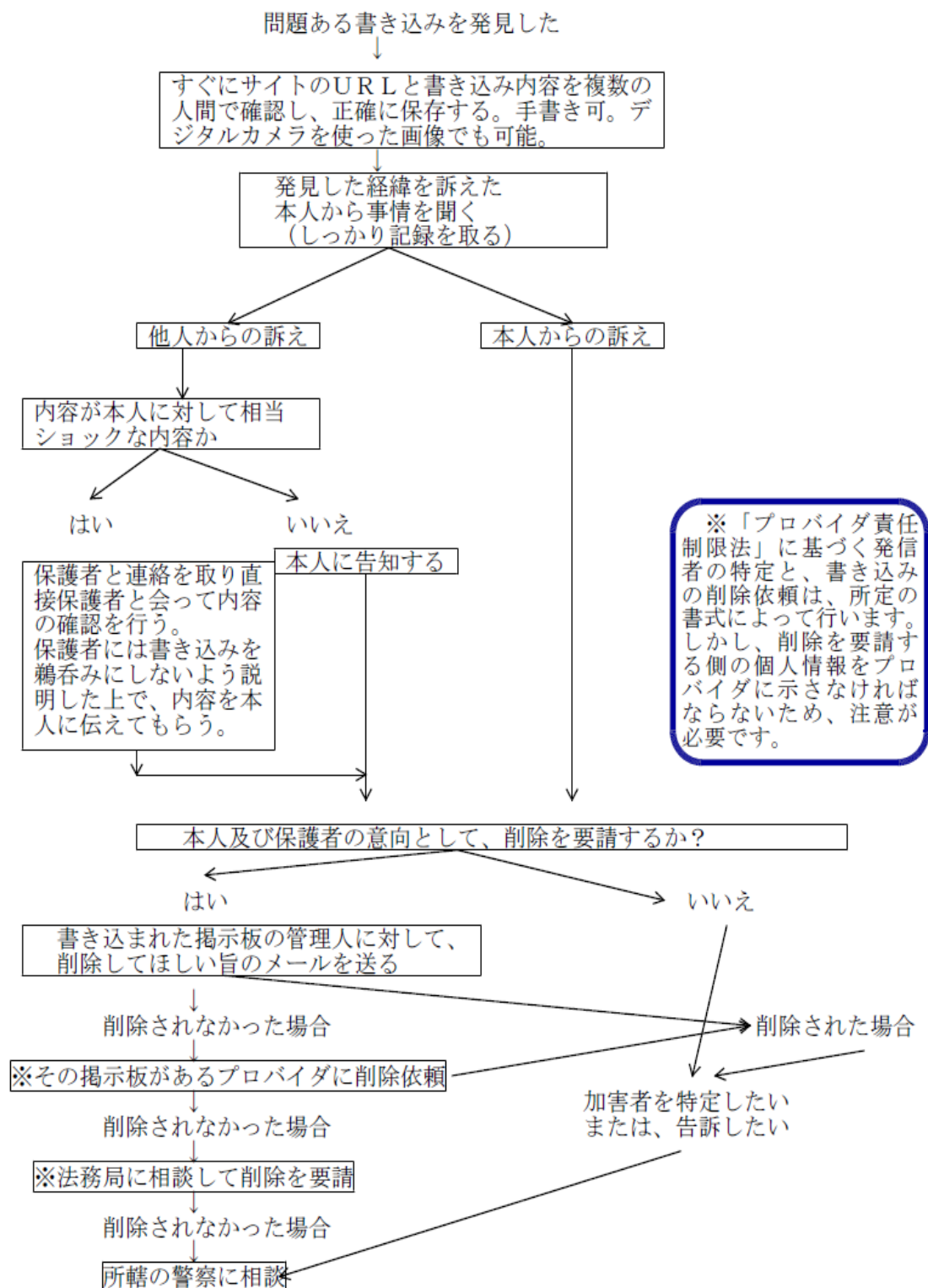
いずれも、被害者のフォローは大切で、しっかり話を聞き、「あなたを護る」という決意を見せることは大切だが、加害者に対しても、一律な指導ではない、メンタルケアが必要な場合があることを忘れないでおきたい。

② 啓発

事例発生の実実は、速やかに全生徒に、事件が発生した事実と学校の姿勢を表明する必要がある。全校集会や学年集会、さらにL H Rなど、状況によって、どのような形で行うかはケースバイケースであるが、この事例集にある模範文例を参考にしていきたい。

ただし、事実の公表は、あまりにも詳細なものを未解決の段階で公表するのは、注意が必要である。いくら個人名を伏せても、興味本位のアクセスが急増する場合があります、被害がより一層広がるおそれがある。

4-2 匿名書き込み・匿名メールフローチャート



※この対応はほとんど個人が個人として行うものですが、学校が付き添う形にすれば、よりいっそう対応はよくなります。とりわけ、法務局と警察は、生徒個人で相談するより、学校の教職員がつきそうと、対応が変わります。

4-3 事例について

～ みんな見ている サイトの恐怖 ～

【事例1】チェーン写メール

2004年大阪府立高校で発生

ある日、下校中に電車を待っていると、全く知らない人から「〇〇さん（フルネーム）でしょ」と声をかけられた。不安に思って、次の電車に乗り、下車すると、「〇〇や、きしょ～」と囁かれた。

次の日、学校に行くと、みんながこちらをみてひそひそ話をする。なかには嘲笑する者もいた。こわくなった本人は学校に行けなくなってしまった。（2004年 府立高校）

原因は、〇〇さんと同じ学校の生徒が撮影した写真に落書きをした上で、無作為にチェーンメールとして流したためである。



【事例2】生徒が盗撮され、サイトに掲載

2011年2月 大阪府立高校で発生

高校生の登校風景を盗撮した写真が、インターネット上に掲載されていることが学校宛に送られてきた匿名のメールによって判明した。

学校として、プロバイダ責任制限法に基づく削除依頼を行い、削除することに成功。

【事例3】生徒が盗撮されたことを警察に通報し、解決

2007年 大阪府立高校で発生

府立高校で女子生徒の投稿サイトに盗撮された写真が掲載された。事実を知った友人が学校の教員に相談し、事態が判明。

学校としては、生徒指導部が中心となって本人・保護者に事実を伝え、対応について協議、被害生徒に寄り添うとともに、学校・保護者・本人が警察に相談し、該当のサイトページを削除させることに成功。

【事例4】悪口書いて あとで「ごめんね」

2010年大阪府立高校で発生

2年生の生徒AがBと校内でトラブルを起こした。その後、生徒AがBの生徒の悪口を書き込んだ。書き込みを発見した生徒Aが学校に相談、書き込んだ生徒が特定できたので、Bを呼び出して学校で指導。指導されたAは、この段階で自分が書いたことを忘れていた。その後反省したBはAに「ごめんね」と謝罪し、Aも謝罪を受け容れた。

以下の事例は、2008年8月に読売新聞で特集された「親は知らない」より

【事例5】プロフサイトを介した事件

【事例6】プロフサイトの中身は？

【事例7】個人情報 ダダ漏れ



4-4 教員も注意！

～ ケータイ・スマホを扱う上での注意点 ～

近年、ケータイ・スマホの若年所有が急増している中、教育活動においてもこれらのモバイルメディアとのつきあい方が問題となっている。

不登校に陥った生徒とのアクセスや相談、あるいは定時制の生徒とのアクセス手段として有効な部分がある反面、教職員のうっかりミスで生徒の人権を侵害する事例が発生したり、教職員のモラルが問われたりすることがある。

ここでは、モバイルメディアとのつきあいが少ない教職員や、問題点がまだ見えていない採用直後の教職員のために、注意点を掲げてみる。資料教材作成プロジェクト「情報と人権」では、ポイントは以下の点に集約されると考えている。

1. 個人情報の取り扱い方
2. カウンセリングの方法とマインド

なお、以下に示す事例は、実例を加工しているものと、プロジェクトチームで、発生する可能性のある架空事例が含まれている。

4-4-1 生徒のメアド・サイト URL は個人情報

(事例) 初めて担任を持つ A 先生は、意欲満々。学級通信を毎週出しています。生徒の交流とアイスブレイクのため、自己紹介カードを生徒に書いてもらい、この原稿をそのまま数名分毎に印刷して、学級通信として発行しました。ところが、その自己紹介カードの複数に生徒のメアド（メールアドレス）とサイト URL が書かれていたため、これを公開してしまうことになってしまったのです。



ある日、クラスの生徒から、「発信先不明のいたずらメールがいっぱい来る」という訴えが来ました…

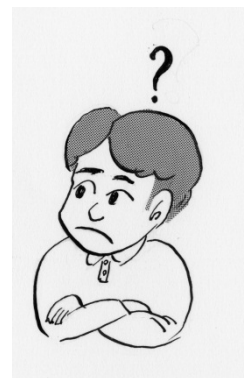
(問題点) まず、生徒たちの中には、メディアに関する教育を受けていない人がいることを念頭に置きましょう。そのような生徒は、個人情報の扱いや自分の個人情報を秘匿する必要がある、という認識がないため、センシティブな内容でも記入してしまうことがあります。特に、つながりを求める生徒が急増している昨今、どうしてもインターネットに関わる情報を書きがちです。

自己紹介カードは必ず印刷前にチェックしましょう。もし URL やメアドが書かれていたら、書いた生徒に対して「個人情報を簡単に開示しない方がよい」というアドバイスをした上で、個人情報の取り扱いについての認識を持たせましょう。

いたずらメールが入ってきた場合、そのメアドはもう使わない方がよいので、メアド変更の手続きが必要になります。

4-4-2 相談は直接会って「Face to Face」で行うこと。

(事例)引きこもり状態になった生徒 B さん。担任の C 先生がメールをすると、メールには返事を返してきます。そのうち、B さんからも C 先生にメールが届くようになりました。「やっとあの子とつながることができた」C 先生は安心しました。B さんからのメールは日を迫うにつれて長文となり、さらにメールのやりとりに発展しました。「あの子が心を開いてくれた」と喜んで、C 先生は一生懸命メールによる相談に返事を出しました。



ところが、日を迫うにつれてメールの頻度が上がり、毎日 5～6 通以上のやりとりになっていきました。さらにメールが深夜に入っ

てくることが多く、C 先生は睡眠不足になりました。それで時々、メールの返事を休むと、今度は B さんから、「先生に見放されたら、私死ぬかも…」といったメールが一方的に送られてきます。C 先生はほとんど困ってしまいました。

(問題点) この事例には問題点が二つあります。

一つは、「相談事は直接会って話を聴く」という、カウンセリングの鉄則が守られていません。B さんはどんな顔をして、C 先生にメールを打っているのでしょうか？相談の内容ははたして真実でしょうか？本当に B さんは心を開いているのでしょうか？

人間がコミュニケーションを取るとき、言葉、とりわけテキスト（文字情報）のウェイトは 10～20%程度とされています。顔の表情や呼吸、声の調子、話しているときの動き全てが情報として重要なことは、カウンセリングを学んだ人ならば常識です。ですから、最初のメールは「自分の話を聞いて欲しい」というメッセージと捉えることは大切ですが、その後は、時間を場所を打ち合わせ、直接会って話を聴くようにしましょう。

二つ目は、メールにも節度が必要です。ですから、事前にケータイメールを受け付ける時間を決めておきましょう。

例えば、朝の 8 時から夜の 9 時までは返事を返せるけれど、その時間以外のメールに対する返信は翌朝以降にすることを心がけましょう。この事前のルールは、絶対に守らせましょう。

また、教職員はこのようなことがあると、「あの子は私のことだけを信頼している」と考えがちで、他の教職員に相談をしなくなり、情報を教職員集団で共有しなくなることがあります。その結果、冷静な判断力を奪われかねません。それが教職員のセクハラ事例に発展する危険もあるので、注意が必要です。

4-4-3 メール配信は BCC で

(事例)クラブ顧問の D 先生。生徒たちは練習に耐え、公式試合に向け準備万端です。ところが、前日の夜になって試合会場にトラブルが発生、主催者から試合場所の変更の連絡がありました。朝の第一試合のことなので、生徒全員にメールで連絡しようと、CC を使って全員に配信して、試合前の集合はうまくいきました。

しかし、その後クラブ内部でトラブルが発生したとき、1 人の生徒に嫌がらせメールが沢山来るようになってしまいました。

Chapter 4 事例発生時の対応

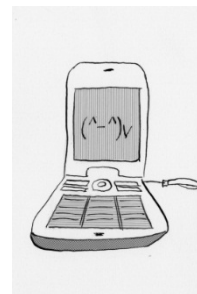
(問題点) メールの一斉配信には、個人で行う場合「CC」と「BCC」二つの方法があります。「CC」は、「Carbon Copy」の略で、現在でも請求書や領収書に使われる、全く同じ書類を2～3通作成するのに使われる方法になぞらえたものです。

電子メールの場合、「CC」にすると、発信先のすべてのメアドが明らかにされた状態になり、メールを受け取った人に、メール発信をした全員のメアドが開示されてしまいます。

最初に述べたように、メアドは非常にセンシティブな個人情報ですので、本人の許可がない限り、他人に教えることはできません。

こんな場合は、「BCC」という方法を使いましょう。「BCC」とは「Blind Carbon Copy」の略で、発信先のメアドをすべて隠します。

近年、クラブ活動の連絡にメールやサイトを使う場合が増えていますが。これもまた、個人情報の取り扱い上の配慮が必要なのです。



4-4-4 もってのほか

(事例) ある学校のE先生。生徒に書かせたものを、本人の名前が分からないようにしてサイトにアップしました。

(問題点) まず、生徒の書いたものは、個人情報そのものであり、著作物そのものです。これをいくら本人の名前が分からなくても、公開したとあっては、地方公務員法第34条の「守秘義務」に違反するとともに、第33条の「信用失墜行為」にあたる可能性もあり、懲戒免職となる可能性もなしとは言えません。教員の場合、懲戒免職となると、教員免許そのものが無効になることとなり、教員人生を棒に振ることになります(教育職員免許法第10条の2)。

近年、SNSを活用する教職員が増えており、日頃の愚痴を「ノート」や「ブログ」に載せることも多いのですが、個別生徒にかかわる愚痴をブログに書き込むことはするべきではありません。

SNSやtwitterなどへの書き込みは、あくまでも社会に対して自らの考えを発信する手段であることを忘れてはなりません。すなわち全世界に公開されており、もし、こんなツールに個人情報を載せると、世界中に公開することになってしまいます。また、たとえ自分で誤って書き込んだ情報を慌てて消しても、コピーサイトがあって、消せなくなってしまいます。

「個人情報」とは、「個人情報の保護に関する法律」(個人情報保護法)によると、

「生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう」(個人情報保護法第2条第1項)とあります。ですから、試験の答案も、授業のノートもそれに含まれます。

ただ、生徒の個人情報については、教職員全員で共有することは、個人情報保護法や個人情報保護条例には違反しません。その学校の教職員は、全員が当該生徒の指導に携わる指導主体です。ですから教職員が生徒の指導に必要な情報を共有することは、何ら問題ないのです。しかし、部外者にそれを漏らすと、守秘義務違反になる、ということを理解しておいてください。

以上、現在発生している事例から、私たちが注意すべき点を列挙しました。生徒たちにも言えることですが、インターネットは世界中につながっていること、中には良からぬ事を考える大人も存在している前提で活用について配慮していくことが大切なのです。

5-1 ICT用語集

アバター

インターネットコミュニティで使われる自分の分身のキャラクターで、多くはコミカルな人型であるが、動物やロボットなどが用いられる場合もある。

アプリ

ワープロソフトや表計算ソフトのような特定の役割をするソフトウェアの総称であるアプリケーションの略。

SNS(エスエヌエス、Social Networking Service)

ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略。人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型の Web サイト。友人・知人間のコミュニケーションを円滑にする手段や場を提供したり、趣味や嗜好、居住地域、出身校、あるいは「友人の友人」といったつながりを通じて新たな人間関係を構築する場を提供する、会員制のサービスのこと。人のつながりを重視して「既存の参加者からの招待がないと参加できない」というシステムになっているサービスが多いが、最近では誰も自由に登録できるサービスも増えている。

SNS には、自分のプロフィールや写真を会員に公開する機能や、互いにメールアドレスを知られること無く別の会員にメッセージを送る機能、新しくできた「友人」を登録するアドレス帳、友人に別の友人を紹介する機能、会員や友人のみに公開範囲を制限できる日記帳、趣味や地域などテーマを決めて掲示板などで交流できるコミュニティ機能、予定や友人の誕生日などを書き込めるカレンダーなどの機能で構成される。有料のサービスもあるが、多くは無料のサービスとなっており、サイト内に掲載される広告や、友人に本や CD などの商品を推薦する機能を設け、そこから上がる売上の一部を紹介料として徴収するという収益モデルになっている。「MIXI」「GREE」「FACEBOOK」「MySpace」などが有名。

炎上

ブログや掲示板に投稿した自分の意見に対して、批判的なコメントが殺到する状況をいう。「炎上」とよく似た言葉に「荒らし」があるが、これはサイトの運営を邪魔することを目的とした書き込みをさす。

QR コード

縦横 2 方向に情報を持つバーコード。この QR コードにウェブサイトのアドレスを組み込んでおけば、携帯電話の QR コード読み取り機能を使って即座にそのウェブサイトにアクセスできるようになる。

クラウド (C l o u d) コンピューティング

俗に「クラウド」と略する。データやソフトウェアを自分のパソコンや携帯電話ではなく、インターネット上に保存する使い方、サービスのこと。自宅、会社、ネットカフェ、学校、図書館、外出先など、さまざまな環境のパソコンや携帯電話(主にスマートフォン)からでもデータを閲覧、編集、アップロードすることができる。人とデータを共有するグループウェアのような使い方もある。

クローズ (crooz) →「ブログ」の項参照

ゲームサイト（ケイタイゲームサイト）

対戦型やミニゲームなどの無料ゲーム、ユーザー全員が着せ替え可能なアバターなどを提供している。ミニメールもあり、着信すると、携帯電話宛にメールが送信されるように設定することもできる。日記やその日記へのコメント欄、掲示板をある。登録は基本料金が無料になっている。しかし、ゲームが進むと有料のものもあり、何が有料になっているのかをしっかりとわかっておくことが必要である。

検索エンジン

インターネットサイトを検索するサイトをいう。「グーグル」「ヤフー！」などが有名。現在はこういった検索サイトが多機能化してポータルサイトという場合が多い。ポータルサイトは、サイト検索機能に加えて、ニュース、メール、電子掲示板、チャットなどの機能を持つサイトとなっている。

コムる

唯一のPHSキャリアである(株)ウィルコムの手持電話同士で電話することをいう、若者言葉。このメーカー同士であれば、無料で通話ができるため。

写メ

写メール。カメラつき携帯電話で撮影した写真をメールに貼り付けて送信すること。

スマートフォン

俗に「スマホ」と略する。携帯電話の回線を活用すると同時に、Wi-Fiなどの無線LANを活用して、インターネットにアクセスできる多機能携帯電話のこと。アップル社の「iPhone」をはじめ、「Android」などが発売されている。フィルタリング（→）だけでは防御できず、別途インターネットアクセス時用のファイアウォールウイルス対策ソフトウェアが必要。多機能のものが購入後にクラウドコンピューティングによって新しい機能を追加できることが特徴。

ソーシャル・ネットワーキング・サービス →SNSの項参照

タダ友

無料通話できる人のことを指す。(株)ソフトバンクのサービスで夜中1時から午後9時まで同社の電話同士無料で通話できるサービスの名前から一般化。

タブレット

タブレット型パーソナルコンピューターのこと。アップル社の「iPad」を皮切りに各社より発売されている。クラウドコンピューティングを活用し、手軽にインターネット上のソフトウェアを使って業務を行うことができる。

チェーンメール

不幸の手紙のように、人々の間をどんどん数を増やしながら転送されていくことを目的としたメール。チェーンメールにはいわゆる不幸の手紙と幸福の手紙（Happy Mail）がある。チェーンメール対策としては、受け取っても自分のところで止めることが有効である。

チャット

インターネットを利用して、文字ベースのリアルタイムで会話をするサービス。会話なので短い文章で行われる。参加者は、チャットルームにログインし、利用する。チャットルームで書き込みをすると、書き込んだ時刻、ハンドルネーム（発言者が自分で決めたあだ名）、内容が表示される。誰かが書き込むとすぐに他のログイン者に表示されるためにリアルタイムに文字で話をしているような感じになる。

ツイッター

140文字以内の短い投稿（ツイート）をみんなで共有するサービスのこと。ツイートはさえずりを意味する。ツイッターに投稿することを「つぶやく」という。投稿はすぐにウェブ上に反映され、自分の書き込みのページに自分が登録した人の書き込みを表示することができるので、ユーザーたちは、自分が今何をしているかについて投稿したり、自分の気持ちや意見や友達同士で投稿しあったりしている。

デコメ（デコメール）

文字に着色したり、メールに文字以外の静止画像やアニメーション画像を表示したりできる。テキストのみのメールに比べて、多彩な表現や装飾ができる。

デコログ →「ブログ」の項参照

動画サイト

「YouTube」や「ニコニコ動画」など、画面上のコメントを書き込むことのできる画像動画・音声共有サイト。会員登録をすることによって誰でも動画ファイルを公開することができる。

ナレッジコミュニティ(knowledge community)

会員同士が、お互いに疑問や質問に答え、解決していくウェブサイトのこと。日常の疑問や問題解決の具体的な方法などを知りたい場合に、検索エンジンで検索しても、なかなか良い答えが見つからない。ナレッジコミュニティなら会員同士が、ウェブサイトに表示された質問を見て、知っている人が回答するために、効率的に問題を解決することができる。さまざまな回答が返ってくるが、質問者の中から良い回答を選んでお礼を言ったりすることから、回答意欲も生まれている。無料のサイトが多いが、有料のサイトもある。「Yahoo!知恵袋」「教えて!goo」「ライブドアナレッジ」「はてな?」「OKWave Community」「Hitobito.net」など。

パケット定額制

携帯キャリアなどによっては、「パケホーダイ」という場合もある。携帯電話でインターネットをするとパケット通信料が課金されるが、一定の金額を支払って申し込めば、いくらインターネットをしても、このパケット通信料が支払った一定の金額で利用できるサービスのこと。

バトン

何らかのテーマについて、いくつかの設問を書いてあり、それに順番に答えていって、最後に、次の人を指名して受け渡す遊びを行うサイトサービス。指名される人数は、5人ぐらい、友達から指名されこともあり、質問に答えることを断りにくく、困ってしまう場合もある。

ブログ

個人や複数で運営される日記的なウェブサイトのことで、内容は、時事ニュースから自分の専門的内容にまで多岐に及ぶ。ブログには、コメントを記入する掲示板やブログを読んだ人と運営している人の中で電子メールを通じて話し合うこともある。代表的な無料ケータイブログサイトとして、「デコログ」や、クローズ「Crooz」などが有名。

プロフ

「プロフィールサイト」の略称。主に携帯電話で利用される自分のプロフィールのページを作成することのできるサービス。プロフィールのページには、顔写真や「名前」「誕生日」「性別」「血液型」「星座」や「好きな映画」「好きな本」「マイブーム」果ては「前世」といった項目まで、非常に様々な項目が用意されている。

ポッドキャスト

アップル社のスマートフォンなどで提供されている、インターネット上に更新された音楽データ、映像データなどをダウンロードしてデジタル携帯端末で再生することのできるサービス。データには、音楽データ以外に音声ブログ、天気予報、ニュース、英会話のレッスンなどもある。

ムービー

動画配信サイトで配信されている動画やスマートフォンや携帯電話、PCで見ることのできる動画映像の総称。

メールングリスト(ML:エムエル)

特定のアドレスにメールを送ると、登録された全員にメールを配信するサービスのこと。普通電子メールは、送り手がひとつの送り先に電子メールを送るものだが、この特徴を利用すると、特定の興味を決めたテーマについて話し合う場を作ることができる。

メルマガ

企業や個人(発信者)が定期的に情報をメールで配信し、読みたい人が購読するようなメール配信の形態。電子メールで届ける雑誌、新聞のようなもの。無料メールマガジン配信サイトもある。受けては、電子メールを使って登録や解除ができる。ただし、購読中止の申し込みをした人にもメールマガジン登録の解除を行うメールマガジンもあり、この場合は、スパムメールのように不要な情報が送られてきたり、解除のメールを送ることで、メールアドレスの存在を配信側に知られてしまうというデメリットがある。

LINE(ライン)

無料通話と無料メールができる。チャット機能もあり、使い方によっては夜遅くまでチャットを行うなどの問題も生じている。インストールの際にアドレス帳から電話番号を収集し、個人情報が漏えいする。“ふるふる機能”を使うと見知らぬ人と繋がる機能などもある。カカオトークなども同種のアプリである。

リアル

短い文章を投稿できる自分専用の掲示板の総称。自分のプロフにリンクを貼り付けて利用する。

Wi-Fi

無線LANを使って異なるメーカーの機器を接続させるため業界団体がつくった共通規格。

5-2 リンク集

- 総務省 国民のための情報セキュリティサイト～安心してインターネットを使うために～
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/security/index.htm
教育の情報化推進ページ ICTメディアリテラシー教材へのリンク
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/kyouiku_joho-ka/index.html#5
インターネットトラブル事例集
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/kyouiku_joho-ka/jireishu.html
- 警察庁 サイバー犯罪対策 <http://www.npa.go.jp/cyber/index.html>
インターネット安全・安心相談 <http://www.npa.go.jp/cybersafety/>
ビデオなどの映像 <http://www.npa.go.jp/cyber/video/index.html>
犯罪と検挙事例 <http://www.npa.go.jp/cyber/statics/index.html>
警察庁の「@p o l i c e」 <http://www.npa.go.jp/cyberpolice/>
各都道府県警察本部サイバー犯罪相談リンク
<https://www.npa.go.jp/cyber/soudan.htm>
- 大阪府警 http://www.police.pref.osaka.jp/05bouhan/high_tech/index.html
著作権について 文化庁 <http://www.bunka.go.jp/chosakuken/index.html>
- EMA（モバイルコンテンツ審査・運用監視機構）
フィルタリングについて <http://www.ema.or.jp/ema.html>
啓発・教育プログラム <http://www.ema.or.jp/education/index.html>
- 違法・有害情報相談センター（学校関係者相談窓口） <http://www.ihaho.jp/>
テレコムサービス協会 <http://www.telesa.or.jp/consortium/provider/>
プロバイダ責任制限法ガイドライン（削除依頼等のガイドライン） 専門相談窓口の紹介
インターネットホットライン連絡協議会（PC） <http://www.iajapan.org/hotline/>
インターネットホットライン連絡協議会（携帯） <http://www.iajapan.org/hotline/mobile/>
プロバイダ責任制限法 関連情報のサイト <http://www.isplaw.jp/>
- 国民生活センター（PC） <http://www.kokusen.go.jp/map/index.html>
（携帯） <http://www.kokusen.go.jp/mobile/index.html>
- 東京子どもネット・ケータイヘルプデスク（PC） <http://www.tokyohelpdesk.jp/>
（携帯） <http://www.tokyohelpdesk.jp/k/>
- インターネット・ホットラインセンター（PC） <http://www.internethotline.jp/>
（携帯） <http://www.internethotline.jp/mobile/>
- 財団法人日本データ通信協会 迷惑メール相談センター
（PC） <http://www.dekyo.or.jp/soudan/>
（携帯） <http://www.dekyo.or.jp/soudan/m/>
- 安心ネットづくり促進協議会のリンク集 <http://good-net.jp/links.html>

あとがき

本研究会の「情報と人権」教材資料作成プロジェクトチームが『IT 危機一髪 2007』を制作してから、早くも 5 年の歳月が流れた。この間、スマートフォンの登場など、子どもたちを取り巻く環境は、ますます大人とのかい離が進み、インターネット「ネバーランド」化が進んでいる。

「情報と人権」チームは、これまでも保護者や子どもへの啓発教材を開発してきた。今回はこの集大成である。しかしながら、IT 教育（当時）の先駆けとなった教材から、今回の編集作業で新たに制作した教材まで様々な教材があって、玉石混交の状態である。

この教材集をさらに成長させるためには、現場の皆さんの取り組みが不可欠である。この教材を活用された先生方で、改善が必要だと感じられた先生方は、府立人研までご意見を頂戴できれば幸いである。皆さんのご意見をいただき、練り上げた教材は、大阪府教育センター「安全で安心な学校づくり推進事業」を通じて、ネット上に公開してゆくことにしている。

また、スマートフォンの普及が急激に進む昨今、生徒を取り巻く ICT 環境が劇的に変化していくことが予想される。今後さらに教材開発が重要になってくると考えられる。多くの若手教職員にも、「情報と人権」チームへの参画をお願いする次第である。

大阪府立学校人権教育研究会 教材資料作成プロジェクト「情報と人権」チーム 一同

なお、この教材集編集について、執筆担当者および協力者を掲げておく。

池尾 由美子（大阪府立阿武野高等学校）
喜納 左千子（大阪府立貝塚高等学校）
庄田 浩志（大阪府立堺東高等学校）
妻木 靖朗（大阪府立貝塚高等学校）
長澤 秋徳（大阪府立西成高等学校）
濱崎 眞吉（大阪府立松原高等学校）
早野 正純（大阪府立天王寺高等学校）
森川 雅好（大阪府立枚方なぎさ高等学校）
吉村 剛志（大阪府立春日丘高等学校）
二木 崇（元 大阪府立春日丘高等学校 まどかのブログ提供）
森本 志磨子（弁護士 葛城・森本法律事務所 法律部門助言）

イラスト協力

大阪府立天王寺高等学校 情報研究同好会
大阪府立枚方なぎさ高等学校 美術部同志一同



心のケア@ICT
～ICT 危機対応マニュアル 2011～

2012 年 3 月 31 日 初版発行
編著 大阪府立学校人権教育研究会
教材資料作成プロジェクトチーム「情報と人権」
発行 大阪府立学校人権教育研究会
〒533-0024 大阪市東淀川区柴島 1 丁目 7-106
大阪府立柴島高等学校内
(複製・複写はフリーですが、出典を明記してください)